

平成25年12月

**第185回国会（臨時会）
通過議案要旨集
（速報版）**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院で通過（成立）した議案要旨等について、平成25年12月8日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第185回国会（臨時会）議案審議等概況	1
II	第185回国会（臨時会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	5
	○参法	10
	○条約	12
	○承認	14
	○承諾	14
	○決算・国有財産等	15
	○決議案	18
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	19
	○総務委員会	24
	○法務委員会	31
	○外務委員会	34
	○財務金融委員会	45
	○文部科学委員会	47
	○厚生労働委員会	51
	○農林水産委員会	61
	○経済産業委員会	69
	○国土交通委員会	76
	○環境委員会	84
	○安全保障委員会	86
	○議院運営委員会	88
	○災害対策特別委員会	89
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	96
	○消費者問題に関する特別委員会	98
	○国家安全保障に関する特別委員会	100
IV	決議案	
	○本会議	105
	○委員会決議	107
V	通過議案概要一覧	109
VI	決算等概要一覧	119
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	121

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
自由民主党	自民
民主党・無所属クラブ	民主
日本維新の会	維新
公明党	公明
みんなの党	みんな
日本共産党	共産
生活の党	生活
社会民主党・市民連合	社民
無所属	無

I 第185回国会（臨時会）議案審議等概況

1 会 期

平成25年10月15日から12月8日までの55日間

2 議案件数

閣 法	31件（成立 27件、継続 4件）
衆 法	56件（成立 10件、継続 42件、審査未了 1件、 撤回 3件）
参 法	17件（成立 2件、審査未了 1件、 参議院未付託未了 12件、参議院否決 1件、 参議院撤回 1件）
条 約	13件（承認 11件、継続 2件）
承認を求めるの件	2件（承認 1件、継続 1件）
承諾を求めるの件	9件（継続 9件）
決 算 等	17件（本院議了 3件、継続 13件、審査未了 1件）
決 議 案	
本 会 議	4件（可決 2件、否決 1件、未了 1件）
委 員 会	2件（文部科学委員会 2件）

Ⅱ 第185回国会（臨時会）議案審査経過

〔閣法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会			本会議			委員会		本会議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日		審議結果
183	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）	法務	10/15					閉会中 審査					
183	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第52号）	法務	10/15	11/5	可決	有	11/5	可決	11/19	可決	11/20	可決	11/27 (86)
183	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第60号）	消費者問題	10/15	10/31	修正		11/1	修正	12/3	可決	12/4	可決	
183	自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第63号）	安全保障	10/15	10/31	可決	有	11/1	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (77)
183	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第72号）	経済産業	10/15	11/20	可決	有	11/21	可決	12/6	可決	12/7	可決	
183	薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第73号）	厚生労働	10/15	11/1	可決	有	11/5	可決	11/19	可決	11/20	可決	11/27 (84)
183	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第74号）	厚生労働	10/15	11/1	可決		11/5	可決	11/19	可決	11/20	可決	11/27 (85)
183	安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第75号）	国家安全 (注)	10/22	11/6	修正	有	11/7	修正	11/25	可決	11/27	可決	12/4 (89)
185	電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	経済産業	10/25	11/1	可決	有	11/1	可決	11/12	可決	11/13	可決	11/20 (74)
185	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（内閣提出第2号）	厚生労働	11/1	11/15	可決		11/19	可決	12/5	可決	12/5	可決	
185	産業競争力強化法案（内閣提出第3号）	経済産業	10/29	11/15	修正	有	11/19	修正	12/3	可決	12/4	可決	

(注)10月15日、内閣委員会に付託されたが、10月22日、国家安全保障に関する特別委員会に付託替えが行われた。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
185	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第4号）	国土交通	10/30	11/5	可決		11/5	可決	11/12	可決	11/13	可決	11/20 (75)
185	生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）（参議院送付）	厚生労働	11/27	12/4	可決		12/6	可決	11/12	可決	11/13	可決	
185	生活困窮者自立支援法案（内閣提出第6号）（参議院送付）	厚生労働	11/27	12/4	可決	有	12/6	可決	11/12	可決	11/13	可決	
185	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	文部科学	10/31	11/13	可決	有	11/15	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (90)
185	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第8号）	農林水産	10/29	11/6	可決	有	11/7	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (81)
185	特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第9号）	国家安全	11/7	11/26	修正		11/26	修正	12/5	可決	12/6	可決	
185	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第10号）	総 務	11/6	11/7	可決		11/8	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (78)
185	地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	総 務	11/6	11/7	可決		11/8	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (79)
185	裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第12号）	法 務	11/1	11/8	可決		11/15	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (91)
185	特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第13号）	財務金融	10/31	11/6	可決	有	11/7	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (76)
185	農地中間管理事業の推進に関する法律案（内閣提出第14号）	農林水産	11/13	11/27	修正	有	11/28	修正	12/5	可決	12/5	可決	
185	農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第15号）	農林水産	11/13	11/27	修正	有	11/28	修正	12/5	可決	12/5	可決	
185	独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案（内閣提出第16号）	環 境	10/30	11/8	可決	有	11/8	可決	11/14	可決	11/15	可決	11/22 (82)
185	交通政策基本法案（内閣提出第17号）	国土交通	11/7	11/13	可決	有	11/15	可決	11/26	可決	11/27	可決	12/4 (92)
185	国家戦略特別区域法案（内閣提出第18号）	内 閣	11/8	11/20	修正	有	11/21	修正	12/6	可決	12/7	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
185	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	内 閣	11/22					閉会中 審査					
185	民法の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)	法 務	11/12	11/20	可決		11/21	可決	12/3	可決	12/5	可決	
185	薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	厚生労働	11/20	11/27	可決	有	11/28	可決	12/5	可決	12/5	可決	
185	会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)	法 務	12/5					閉会中 審査					
185	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第23号)	法 務	12/5					閉会中 審査					

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第5号)	農林水産	10/15					閉会中 審査					
183	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第6号)	農林水産	10/15					閉会中 審査					
183	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号)	倫理選挙	10/15					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号)	倫理選挙	10/15					閉会中 審査					
183	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(馬場伸幸君外3名提出、第183回国会衆法第14号)	憲法審査会	10/15					閉会中 審査					
183	アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外2名提出、第183回国会衆法第15号)	厚生労働	10/15					閉会中 審査					
183	防災・減災等に資する国土強靱化基本法案(二階俊博君外11名提出、第183回国会衆法第18号) 上は題名を「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に修正した。	災害対策	10/15	11/22	修正	有	11/26	修正	12/3	可決	12/4	可決	
183	国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案(御法川信英君外4名提出、第183回国会衆法第21号)	厚生労働	10/15					閉会中 審査					
183	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外5名提出、第183回国会衆法第22号)	法 務	10/15					閉会中 審査					
183	地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案(浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号)	議院運営	10/15					閉会中 審査					
183	教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案(中田宏君外4名提出、第183回国会衆法第25号)	文部科学	10/15					閉会中 審査					
183	農業者戸別所得補償法案(大串博志君外6名提出、第183回国会衆法第26号)	農林水産	10/15					閉会中 審査					
183	介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案(柚木道義君外5名提出、第183回国会衆法第27号)	厚生労働	10/15					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外16名提出、第183回国会衆法第28号）	災害対策	10/15	11/8	撤回 許可								
183	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外4名提出、第183回国会衆法第29号）	内 閣	10/15					閉会中 審査					
183	行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号）	内 閣	10/15					閉会中 審査					
183	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外3名提出、第183回国会衆法第31号）	内 閣	10/15					閉会中 審査					
183	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第183回国会衆法第33号）	財務金融	10/15					閉会中 審査					
183	任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号）	議院運営	10/15					閉会中 審査					
183	租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外2名提出、第183回国会衆法第37号）	財務金融	10/15					閉会中 審査					
183	交通基本法案（三日月大造君外3名提出、第183回国会衆法第38号）	国土交通	10/15	11/12	撤回 許可								
183	公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第183回国会衆法第41号）	倫理選挙	10/15	11/14	可決		11/15	可決	11/27	可決	12/4	可決	
183	首都直下地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、第183回国会衆法第43号）	災害対策	10/15	11/12	撤回 許可								
183	国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、第183回国会衆法第44号）	国土交通	10/15					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
183	地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外2名提出、第183回国会衆法第45号）	文部科学	10/15					閉会中 審査					
183	道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外4名提出、第183回国会衆法第46号）	内 閣	10/15					閉会中 審査					
183	東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外7名提出、第183回国会衆法第49号）	震災復興	10/15					閉会中 審査					
185	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外2名提出、衆法第1号）	国家安全	11/7					閉会中 審査					
185	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（金子一義君外6名提出、衆法第2号）	国土交通	11/1	11/8	可決	有	11/8	可決	11/19	可決	11/20	可決	11/27 (83)
185	地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外5名提出、衆法第3号）	総 務	11/6					閉会中 審査					
185	公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外4名提出、衆法第4号）	経済産業	12/5					閉会中 審査					
185	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第5号）	審査省略					11/8	可決	11/20	可決	11/22	可決	11/29 (87)
185	国会職員の配偶者同行休業に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第6号）	審査省略					11/8	可決	11/15	可決	11/15	可決	11/22 (80)
185	首都直下地震対策特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）	審査省略					11/15	可決	11/20	可決	11/22	可決	11/29 (88)
185	国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外2名提出、衆法第8号）	財務金融	12/5					閉会中 審査					
185	国民生活強靱化のための防災・減災対策基本法案（中川正春君外4名提出、衆法第9号）	災害対策	11/14		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
185	国家公務員法等の一部を改正する法律案(渡辺喜美君外3名提出、衆法第10号)	内閣	11/22				閉会中 審査					
185	特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案(渡辺周君外2名提出、衆法第11号)	国家安全	11/20				閉会中 審査					
185	情報適正管理委員会設置法案(渡辺周君外2名提出、衆法第12号)	国家安全	11/20				閉会中 審査					
185	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(渡辺周君外3名提出、衆法第13号)	内閣	12/4				閉会中 審査					
185	国会法の一部を改正する法律案(渡辺周君外2名提出、衆法第14号)	議院運営	12/4				閉会中 審査					
185	幹部国家公務員法案(渡辺喜美君外5名提出、衆法第15号)	内閣	11/22				閉会中 審査					
185	国家公務員法等の一部を改正する法律案(津村啓介君外4名提出、衆法第16号)	内閣	11/22				閉会中 審査					
185	国家公務員の労働関係に関する法律案(津村啓介君外4名提出、衆法第17号)	内閣	11/22				閉会中 審査					
185	公務員庁設置法案(津村啓介君外4名提出、衆法第18号)	内閣	11/22				閉会中 審査					
185	アルコール健康障害対策基本法案(内閣委員長提出、衆法第19号)	審査省略				11/21	可決	12/6	可決	12/7	可決	
185	地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(東国原英夫君外4名提出、衆法第20号)	総務	12/5				閉会中 審査					
185	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(中田宏君外1名提出、衆法第21号)	内閣	12/5				閉会中 審査					
185	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案(塩谷立君外4名提出、衆法第22号)	文部科学	11/28	11/29	可決	有	12/3	可決	12/5	可決	12/5	可決

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
185	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第23号）	審査省略					11/28	可決	12/3	可決	12/4	可決	
185	地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外3名提出、衆法第24号）	総務	12/5					閉会中 審査					
185	地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外3名提出、衆法第25号）	総務	12/5					閉会中 審査					
185	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案（総務委員長提出、衆法第26号）	審査省略					12/3	可決	12/5	可決	12/5	可決	
185	世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外3名提出、衆法第27号）	厚生労働	12/5					閉会中 審査					
185	過労死等防止基本法案（泉健太君外10名提出、衆法第28号）	厚生労働	12/4					閉会中 審査					
185	特定複合観光施設区域の整備に関する法律案（細田博之君外9名提出、衆法第29号）	内閣	12/5					閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
183	民法の一部を改正する法律案（前川清成君外6名提出、第183回国会参法第6号）	法務	10/15		審査 未了								

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
185	労働基準法等の一部を改正する法律案(小池晃君提出、参法第1号)											審議 未了	
185	電力自由化推進法案(松田公太君外1名提出、参法第2号)											審議 未了	
185	民法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外4名提出、参法第3号)								11/21	撤回			
185	原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(増子輝彦君外5名提出、参法第4号)											審議 未了	
185	国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
185	戸籍法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外7名提出、参法第6号)								12/3	可決	12/5	否決	
185	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君外8名提出、参法第7号)											審議 未了	
185	会社法の一部を改正する法律案(小川敏夫君外6名提出、参法第8号)											審議 未了	
185	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(高階恵美子君外4名提出、参法第9号)	厚生労働	12/5	12/6	可決		12/6	可決	12/3	可決	12/4	可決	
185	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外3名提出、参法第10号)											審議 未了	
185	がん登録等の推進に関する法律案(尾辻秀久君外7名提出、参法第11号)	厚生労働	12/5	12/6	可決		12/6	可決	12/3	可決	12/4	可決	
185	児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(大島九州男君外8名提出、参法第12号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
185	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（松田公太君提出、参法第13号）											審議 未了	
185	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第14号）											審議 未了	
185	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（行田邦子君外3名提出、参法第15号）											審議 未了	
185	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び食品表示法の一部を改正する法律案（安井美沙子君外1名提出、参法第16号）											審議 未了	

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
185	投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	10/25	11/6	承認		11/7	承認	11/21	承認	11/22	承認
185	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	10/25	11/6	承認		11/7	承認	11/21	承認	11/22	承認
185	投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	10/25	11/6	承認		11/7	承認	11/21	承認	11/22	承認
185	投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	10/25	11/6	承認		11/7	承認	11/21	承認	11/22	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
185	投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件（条約第5号）	外 務	10/25	11/6	承認		11/7	承認	11/21	承認	11/22	承認
185	社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求め るの件（条約第6号）	外 務	10/25	11/6	承認		11/7	承認	12/3	承認	12/4	承認
185	社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求め るの件（条約第7号）	外 務	11/7	11/15	承認		11/19	承認	12/3	承認	12/4	承認
185	障害者の権利に関する条約の締結について承認を求め るの件（条約第8号）	外 務	11/7	11/15	承認		11/19	承認	12/3	承認	12/4	承認
185	万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求め るの件（条約第9号）（参議院送付）	外 務	11/8	11/29	承認		12/3	承認	11/7	承認	11/8	承認
185	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求め るの件（条約第10号）（参議院送付）	外 務	11/8	11/29	承認		12/3	承認	11/7	承認	11/8	承認
185	政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求め るの件（条約第11号）（参議院送付）	外 務	11/8	11/29	承認		12/3	承認	11/7	承認	11/8	承認
185	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求め るの件（条約第12号）	外 務	12/5					閉会中 審査				
185	平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求め るの件（条約第13号）	外 務	12/5					閉会中 審査				

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
183	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第4号）	国土交通	10/15	11/20	承認		11/21	承認	11/26	承認	11/27	承認
183	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号）	経済産業	10/15					閉会中 審査				

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
183	平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15					閉会中 審査				
183	平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15					閉会中 審査				
183	平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15					閉会中 審査				
183	平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15					閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日
183	平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15				閉会中 審査				
183	平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15				閉会中 審査				
183	平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15				閉会中 審査				
183	平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15				閉会中 審査				
183	平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	決算行政監視	10/15				閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

<決 算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
179	平成22年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/15				閉会中審査	/
	平成22年度特別会計歳入歳出決算							
	平成22年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成22年度政府関係機関決算書							
181	平成23年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	10/15				閉会中審査	
	平成23年度特別会計歳入歳出決算							
	平成23年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成23年度政府関係機関決算書							
185	平成24年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	12/5				閉会中審査	
	平成24年度特別会計歳入歳出決算							
	平成24年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成24年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	/
176	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	
181	平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	
181	平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	10/15				閉会中審査	
185	平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	12/5				閉会中審査	
185	平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	12/5				閉会中審査	

<国庫債務>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
183	平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)	決算行政監視	10/15				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
177	日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/15	12/3	異議がない	12/6	異議がない	
180	日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/15	12/3	異議がない	12/6	異議がない	
183	日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	10/15	12/3	異議がない	12/6	異議がない	
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	12/6		審査未了			

〔決議案〕

＜本会議＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
185	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案（遠藤利明君外13名提出、決議第1号）	審査省略				10/15	可決
185	中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案（逢沢一郎君外12名提出、決議第2号）	審査省略				12/6	可決
185	国務大臣森まさこ君不信任決議案（郡和子君外1名提出、決議第3号）	審査省略					未決
185	安倍内閣不信任決議案（海江田万里君外2名提出、決議第4号）	審査省略				12/6	否決

＜委員会＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
185	東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施に関する件	文部科学	11/27
185	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件	文部科学	12/4

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○国家戦略特別区域法案（内閣提出第18号）要旨

本案は、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国家戦略特別区域基本方針

政府は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「国家戦略特別区域基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

二 区域計画の認定等

- 1 内閣総理大臣は、国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域基本方針に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。）を定めるものとする。
- 2 国家戦略特別区域ごとに、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）の作成、認定区域計画の実施に係る連絡調整並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関し必要な協議を行うため、国家戦略特別区域担当大臣及び関係地方公共団体の長は、国家戦略特別区域会議を組織するものとする。
- 3 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

三 規制の特例措置等

認定区域計画に基づく事業に対して、旅館業法等の規制の特例措置等を講ずるものとする。

四 国家戦略特別区域諮問会議

内閣府に、国家戦略特別区域の指定に関する事項等の事務をつかさどる国家戦略特別区域諮問会議を置くものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。
- 2 労働契約法及び学校教育法等について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(修正要旨)

一 国家戦略特別区域計画への構造改革特別区域法に規定する特定事業等の追加等

- 1 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、国家戦略特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、国家戦略特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 3 2の認定を受けた計画（1の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする。

二 個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関する内閣総理大臣等の意見に関する規定の追加

- 1 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申出があった意見について意見を述べるものとする。
- 2 国家戦略特別区域会議は、1により内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとする。

三 国家戦略特区支援利子補給金に関する検討条項の追加

政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後3年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

四 その他

その他所要の規定を整備すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一 産業の国際競争力の強化等に関する施策を総合的かつ集中的に推進する総合特別区域法の趣旨を十分踏まえて、本法と総合特別区域法の積極的な連携に努めること。

また、本法及び総合特別区域法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、本法において総合特別区域法に規定する規制の特例措置の活用を可能とするなどの必要な措置を講ずること。

二 政府は、国家戦略特別区域会議の構成員として、国家戦略特別区域において実施される特定事業について不断の見直しを行うとともに、国家戦略特別区域会議の他の構成員とも密接に連携して、政府が必要に応じて新たな措置に係る提案の募集や規制の特例措置の追加などの措置を講ずること。

なお、政府は、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第2条第2項第2号に規定する事業の状況について、1年ごとに検討を加え、その結果を国家戦略特別区域諮問会議等に報告すること。

三 国家戦略特別区域が規制改革の実験場との位置付けを踏まえ、政府の規制改革会議等における検討結果との連携などや関係者との十分な調整も踏まえつつ、規制改革の推進に資する積極的な運用に努めること。

四 国家戦略特別区域において実施される特定事業の進捗状況の的確な管理及び特定事業の適切な選定等が可能となるよう、当該特定事業や国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特別区域会議に係る情報公開を徹底して行うとともに適正な運営の確保に努めること。

併せて、国会に対して、本法の施行状況等について、定期的に周知すること。

五 政府は、国家戦略特別区域において実施される特定事業の実施による成果を早急に全国に広げるため、規制の特例措置の全国展開や国の政策を総動員するなどの万全の措置を講ずること。

また、本法に基づく提案を行った地方公共団体に対して、当該地方の区域の指定の有無にかかわらず、産業の国際競争力の強化等に資する十分な支援を行うこと。

六 本法に基づく個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助と併せて、労働者に対して、本法に係る十分な情報の提供等を行うとともに、

労働者の職業能力の開発及び向上を促進する施策を積極的に講ずること。なお、当該援助を行うにあたっては、既存の行政組織により現に提供されている援助との関係整理を十分に行うとともに、当該援助が労使双方にとって公平・公正に行われるように十分に留意すること。

七 本法による国家戦略特別区域をはじめ、構造改革特別区域、総合特別区域の特区制度について、その実施による効果を、公正かつ客観的に評価できる体制を整えること。

また、その評価結果を踏まえて、当該特区制度が一層効果的に実施することが可能となるよう、P D C Aサイクルを適用するなど特区制度の万全な運用に努めること。

八 国家戦略特別区域の実効ある事業の実施に資するよう、法人税減税や固定資産税減税などの税制措置及び地方税減免に際しての国税の調整措置などを検討するとともに、国を挙げて産業の国際競争力の強化等に資する支援措置を講ずること。

九 政府は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に関し、試験研究の体制の整備、研究者の養成、関係機関の連携その他の必要な措置を講ずるものとする

こと。
十 政府は、国家戦略特別区域に所在する空港及び港湾の管理運営体制の効率化その他の空港、港湾等の物流拠点の強化のために必要な規制の特例措置等を講ずるものとする

○アルコール健康障害対策基本法案（内閣委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒がアルコール健康障害の原因となるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関する基本理念及びアルコール健康障害対策の基本となる事項等を定め、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 「アルコール健康障害」の定義について、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害とすること。

- 二 アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有している者等とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。また、その実施に当たっては、飲酒運転、暴力、虐待及び自殺等の問題に関する施策との連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
- 三 アルコール健康障害対策に対する国、地方公共団体、酒類の製造又は販売を行う事業者、国民、医師等及び健康増進事業実施者の責務を規定すること。
- 四 政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講ずるとともに、この法律の施行後2年以内に、アルコール健康障害対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めること。
- 五 基本的施策として、教育の振興等、不適切な飲酒の誘引の防止、健康診断及び保健指導、アルコール健康障害に係る医療の充実等、アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等、相談支援等、社会復帰の支援、民間団体の活動に対する支援、人材の確保等並びに調査研究の推進等について必要な施策を講ずるものとする。
- 六 政府は、内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省及び警察庁等の関係行政機関からなるアルコール健康障害対策推進会議を設置し、アルコール健康障害対策に関する連絡調整を行うものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 八 この法律の施行当初は、内閣府において基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、基本計画の策定後3年以内に当該事務を厚生労働省に移管すること。

【総務委員会】

○国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、平成25年8月8日付けの人事院の意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について、配偶者同行休業制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 職員が、外国での勤務その他の人事院規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業を設けること。
- 二 任命権者は、職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした職員の勤務成績等を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができること。
- 三 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないこと。
- 四 防衛省の職員について準用規定を定めること。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の地方公務員について、配偶者同行休業制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業を設けること。
- 二 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績等を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができること。
- 三 配偶者同行休業をしている職員は、職を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないこと。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案（総務委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめとして災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならないこと。

二 国及び地方公共団体の責務等並びに関係者相互の連携及び協力

- 1 国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有すること。
- 2 住民は、一の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。
- 3 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこと。

三 地域防災力の充実強化に関する計画

市町村は、市町村地域防災計画及び地区防災計画について、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

四 基本的施策

- 1 全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力

の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の強化等に関する基本的施策として、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善等の国及び地方公共団体の措置、公務員の消防団員との兼職をし易くする特例、事業者及び大学等の協力のための措置等について定めること。

2 地域における防災体制の強化に関する基本的施策として、自主防災組織等に対する援助、防災に関する学習の振興等の国及び地方公共団体の措置について定めること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成21年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額8,502億505万2,000円、負債総額2,907億5,668万6,000円、純資産総額5,594億4,836万6,000円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額8,533億5,477万5,000円、負債総額2,904億309万円、純資産総額5,629億5,168万4,000円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億6,056万5,000円、負債総額37億6,388万4,000円、純資産総額△35億331万8,000円である。

受託業務等勘定は、資産総額2,911万7,000円、負債総額2,911万7,000円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,658億6,666万3,000円、経常事業支出6,487億9,114万4,000円、経常事業収支差金170億7,551万9,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は102億684万5,000円であり、全額が事業収支剰余金である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,655億7,121万6,000円、経常事業支出6,462億6,087万4,000円、経常事業収支差金193億1,034万1,000円である。この経常

事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は124億64万9,000円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入2億9,512万1,000円、経常事業支出25億8,459万8,000円、経常事業収支差金△22億8,947万7,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は△21億9,380万4,000円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入15億4,258万8,000円、経常事業支出12億4,396万5,000円、経常事業収支差金2億9,862万3,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は2億4,396万8,000円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは1,015億2,831万8,000円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,251億7,960万円、財務活動によるキャッシュ・フローは△72億3,768万3,000円である。現金及び現金同等物の年度末残高は923億5,249万1,000円である。

なお、本件には、「本院は、検査の結果、意見を表示し又は処置を要求した事項として「受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託について、業界団体との緊密な連携を図るとともに契約内容の見直しを検討するなどして、受信契約の促進及び受信料の公平負担の徹底という目的に対して一層有効に機能するものとなるよう意見を表示したもの」を平成21年度決算検査報告に掲記した。」との会計検査院の検査結果が添付されている。

○日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成22年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額8,722億6,044万8,000円、負債総額3,108億7,592万8,000円、純資産総額5,613億8,452万円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額8,772億6,705万4,000円、負債総額3,105億1,670万7,000円、純資産総額5,667億5,034万7,000円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億2,913万円、負債総額55億9,495万7,000円、純資産総額△53億6,582万7,000円である。

受託業務等勘定は、資産総額3,182万9,000円、負債総額3,182万9,000円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,812億107万9,000円、経常事業支出6,524億4,714万2,000円、経常事業収支差金287億5,393万7,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は19億3,615万4,000円であり、全額が事業収支剰余金である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,801億6,280万1,000円、経常事業支出6,495億2,936万8,000円、経常事業収支差金306億3,343万2,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は37億9,866万2,000円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入5億5,384万5,000円、経常事業支出24億9,639万3,000円、経常事業収支差金△19億4,254万7,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は△18億6,250万8,000円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入21億4,719万1,000円、経常事業支出17億4,370万円、経常事業収支差金4億349万1,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は3億4,043万8,000円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは961億6,226万6,000円、投資活動によるキャッシュ・フローは△417億5,083万8,000円、財務活動によるキャッシュ・フローは△109億9,127万1,000円である。現金及び現金同等物の年度末残高は1,357億7,264万8,000円である。

○日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成23年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額8,903億7,584万7,000円、負債総額3,080億2,306万5,000円、純資産総額5,823億5,278万2,000円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額8,967億3,870万6,000円、負債総額3,076億1,891万3,000円、純資産総額5,891億1,979万2,000円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億4,435万3,000円、負債総額70億1,136万3,000円、純資産総額△67億6,701万円である。

受託業務等勘定は、資産総額6,708万1,000円、負債総額6,708万1,000円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,945億7,681万3,000円、経常事業支出6,694億4,601万3,000円、経常事業収支差金251億3,080万円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は209億6,826万1,000円であり、そのうち、40億620万4,000円は資本支出に充当し、169億6,205万7,000円は事業収支剰余金である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,935億3,726万4,000円、経常事業支出6,669億9,979万8,000円、経常事業収支差金265億3,746万5,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は223億6,944万4,000円であり、そのうち、40億620万4,000円は資本支出に充当し、183億6,324万円は事業収支剰余金であり、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入10億3,479万8,000円、経常事業支出24億9,487万6,000円、経常事業収支差金△14億6,007万8,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は△14億118万2,000円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入14億9,180万5,000円、経常事業支出12億210万8,000円、経常事業収支差金2億8,969万6,000円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた当期事業収支差金は2億3,628万4,000円であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは963億7,439万3,000円、投資活動によるキャッシュ・フローは△645億2,109万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローは△108億3,879万6,000円である。現金及び現金同等物の年度末残高は1,567億8,714万9,000円である。

【法務委員会】

○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第52号）要旨

本案は、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則を創設するなど所要の罰則の整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 危険運転致死傷罪の規定の整備

1 通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処するものとし、現行の刑法の危険運転致死傷罪とともに本法律に規定するものとする。

2 アルコール若しくは薬物又は政令で定める病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は12年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は15年以下の懲役に処するものとする。

二 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の新設

アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、12年以下の懲役に処するものとする。

三 過失運転致死傷罪

現行の刑法の自動車運転過失致死傷罪を本法律の過失運転致死傷罪として規定するものとする。

四 無免許運転による加重規定の新設

本法律の罰則を犯した者が無免許運転をしたものであるときは、それぞれ、道路交通法の無免許運転罪との併合罪加重以上の重い法定刑とする罰則を新設するものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 刑法第208条の2の危険運転致死傷罪及び第211条第2項の自動車運転過失致死傷罪の規定の削除等所要の規定の整備を行うこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法により新たに処罰対象となる罪の趣旨及び内容について、その周知徹底を図ること。
- 二 第3条第1項の「走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」、及びその本人の認識の程度の評価に関し、民間団体や関係学会・医療関係団体から意見を聴くなどして、その範囲が不当に拡大され、あるいは適用にばらつきが生じることのないよう留意すること。
- 三 第3条第2項の危険運転致死傷罪の対象となる「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」を定めるに当たっては、民間団体や関係学会・医療関係団体から意見を聴くなどして、病気及びその症状と、運転技能及び交通事故との関係について吟味・検討した上で定めること。また、当該病気を有する者に対して不当な不利益が生じないよう本罪の趣旨及び内容の周知を徹底し、病気を理由とする差別を助長することがないよう努めること。
- 四 無免許運転による加重については、その施行後の適用状況を検証し、悪質な無免許運転による死傷を危険運転致死傷罪に含めることについても検討すること。
- 五 無免許運転の態様を把握するため、警察の免許管理システムの変更等を検討すること。
- 六 飲酒運転後のひき逃げの防止を強化するため、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の施行後の適用状況の検証を行い、その法定刑等の在り方についての更なる検討を行うこと。
- 七 過労運転による重大な死傷事故を防止するため、その処罰の在り方や法技術的な観点も含めた総合的な検討を行うこと。
- 八 高齢者が加害者となる死傷事故を減少させるため、抜本的な対策を検討すること。

○裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度が導入されることに伴い、裁判官についても、配偶者同行休業制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 裁判官が、外国での勤務その他の最高裁判所規則で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業を設けること。
- 二 最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業をすることを承認することができることとするほか、配偶者同行休業の期間の延長等について必要な事項を定めること。
- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○民法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、民法の規定中、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所大法廷の決定があったことに鑑み、当該部分を削除し、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等としようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の民法第900条の規定は、平成25年9月5日以後に開始した相続について適用するものとしている。

【外務委員会】

○投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とパプアニューギニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 三 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うこととの条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。
- 五 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。
- 六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資家は、当該紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際

商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とコロンビアとの間で投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えるとともに、他方の締約国の投資家の特定の投資財産に関して義務を負うこととなった場合において、当該投資家が当該投資財産の設立等の際に自国による当該義務の履行を求めることが可能であったときは、当該義務を遵守すること。
- 三 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うこととの条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。
- 五 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。
- 六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議及び交渉により

解決されない場合には、当該投資家は、当該紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止等の規定により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について規定している。

○投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とクウェートとの間で投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 三 いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出する等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うこととの条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。
- 五 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。

六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資家は、当該紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇、特定措置の履行要求の禁止の規定により課される義務に適合しない措置に関し各締約国が付する留保について規定している。

○投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号） 要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国、韓国及び中国の間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 各締約国は、自国の領域内において、投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与えること。また、これに適合しない措置であって協定発効日に存在するもの及びその改正等（当該措置と内国民待遇との適合性の水準を低下させない場合に限る。）は内国民待遇義務の対象外とすること。

二 各締約国は、自国の領域内において、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること。

三 各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、当該投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなった場合には、当該約束を遵守すること。

四 いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定により禁止される現地調達等の特定措置の履行要求を行ってはならないこと。

五 いずれの締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うこととの条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。

六 各締約国は、武力紛争等の緊急事態により、自国の領域内にある投資財産に関して損失等を被った他の締約国の投資家に対する原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。

七 各締約国は、自国の領域に向けた又は自国の領域からの全ての資金の移転であって、自国の領域内にある他の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ自由に行われることを確保すること。

八 一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資家は、当該紛争を、紛争締約国の権限のある裁判所、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、最恵国待遇の規定は土地の取得に関する事項には適用しないこと及び収用及び補償の解釈基準について規定している。

○投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とイラクとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

- 二 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えるとともに、恣意的な措置により投資家の投資活動を妨げてはならず、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守すること。
- 三 いずれの一方の締約国も、他方の締約国と事前に協議することなく、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならないこと。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うこととの条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと。
- 五 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与えること。
- 六 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること。
- 七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該投資家は、当該紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・インド両国間における年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用すること。
- 二 この協定は、インドについては、被用者のための老齢年金及び遺族年金並

- びに被用者のための恒久的かつ完全な障害に係る年金について適用すること。
- 三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。
- 四 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、インドの法令による保険期間を考慮すること。
- 五 インドの実施機関は、インドの給付を受ける権利を確立するため、インドの法令による保険期間と重複しない範囲において、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

○社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、日本・ハンガリー両国間における年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用すること。
- 二 この協定は、ハンガリーについては、保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付に関する法律及び規則並びに社会保険の年金給付に関する法律及び規則について適用すること。
- 三 強制加入に関する法令の二重適用を回避するため、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用すること。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の予定された期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用すること。

四 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、ハンガリーの法令による保険期間を考慮すること。

五 ハンガリーの実施機関は、完全給付のための十分な保険期間を有しない者について、ハンガリーの法令による保険期間と重複しないことを条件として、日本国の法令による保険期間を考慮すること。

○障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）

要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 締約国は、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること。

二 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置その他の措置をとること。

三 締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、これらの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、また、必要な場合には国際協力の枠内で、措置をとること。

四 締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させること。

五 締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとること。

六 締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組みを自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置すること。

七 障害者の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。

八 締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国に

ついて効力を生じた後2年以内に、その後は4年ごとに、更に委員会が要請するときはいつでも、委員会に提出すること。

なお、本条約第23条4は、権限のある当局が児童の最善の利益のために父母との分離が必要と決定する場合を除くほか、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する旨規定しており、児童の権利に関する条約第9条1にも同様の規定が置かれている。我が国は、児童の権利に関する条約の締結に当たり、同条約第9条1は出入国管理法に基づく退去強制の結果として児童が父母から分離される場合に適用されるものではないとの解釈宣言を行っているため、この条約の締結に当たっても同様の解釈宣言を行う。

○万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の一般規則及び条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

これらの一般規則及び条約は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営及び国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）

- 1 国際連合の代表者等は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請されること。
- 2 管理理事会は、連合の4年ごとの事業計画案であって大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定する等の権限を有すること。
- 3 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、利用者の資金提供による補助機関を設立することができること。

二 万国郵便条約

- 1 盲人用郵便物（盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物）については、差出側の郵便業務を運営し、及び自国の

領域において連合の文書から生ずる関連する業務を履行するために、加盟国によって正式に指定された政府機関又は非政府機関（以下「指定された事業体」という。）の内国業務において引受け可能な範囲内で、航空割増料金を除き、郵便料金を免除し、当該郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物等を含むこと。

- 2 郵便業務の保障に関し、加盟国及びその指定された事業体は、連合の保障基準に定める保障に関する要求を遵守すること。
- 3 利用者の個人情報、国内法令に従い、その収集目的のためにのみ利用可能とし、併せて加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令に従い、利用者の個人情報の秘密性及び保護を確保すること。
- 4 国及び地域は、到着料（差出国の指定された事業体が、名宛国において受領される通常郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名宛国の指定された事業体に支払うべき補償金）に関する規定の適用のため、大会議が作成した表に従い分類され、当該分類に応じて適用される到着料率は、2014年から2017年まで毎年引き上げられること。

○郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第10号） （参議院送付）要旨

本件は、標記の約定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、その主な内容は、加盟国及びその指定された事業体は、自国の法令並びに適当な場合には国際的な義務及びこの約定の施行規則に従い、個人情報の秘密性及び保護を確保し、当該情報は、国内法令及び国際的な義務に従い、その収集された目的のためにのみ利用できることである。

○政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 （条約第11号）（参議院送付）要旨

本件は、標記の議定書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 議定書

現行の「政府調達に関する協定」（以下「現行協定」という。）の前文、第1条から第24条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改めること。

二 議定書の附属書

- 1 この議定書によって改正される現行協定（以下「改正協定」という。）は、改正協定附属書 I の締約国の付表に掲げる機関（以下「調達機関」という。）による政府に係る目的のための基準額以上の調達であって、改正協定に定める要件を満たすもの（以下「対象調達」という。）に係る措置について適用すること。
- 2 各締約国は、改正協定附属書 I の自国の付表において、改正協定の適用を受ける中央政府、地方政府等の機関、物品及びサービス並びに基準額を特定すること。
- 3 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアであって、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して当該対象調達が行われること等を確保すること。
- 4 締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払うこと。
- 5 締約国は、改正協定附属書 I の自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を各締約国の代表で構成する「政府調達に関する委員会」に通報すること。

なお、改正協定の不可分の一部を成す附属書は、各締約国が自国の付表において提示した適用範囲（中央政府の機関等）のほか、入札公示媒体等を掲げている。

【財務金融委員会】

○特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第13号）

要旨

本案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計の廃止・統合その他の特別会計の改革のための措置等を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特別会計に関する法律の一部改正

- 1 特別会計の設置、管理及び経理についての基本理念を定めること。
 - 2 各特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる融通証券発行等の諸費から事務取扱費相当額を除くこととし、当該金額を各特別会計から一般会計に繰り入れること。
 - 3 国債整理基金特別会計における借換国債の発行収入金を発行年度において同会計の歳入外として国債整理基金に編入し、編入した日の属する年度の翌年度の歳入に組み入れること。
 - 4 外国為替資金特別会計の積立金を廃止することとし、所要の規定の整備を行うこと。また、外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者等を加える等の所要の改正を行うこと。
 - 5 年金特別会計の福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することとし、所要の規定の整備を行うこと。
 - 6 食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合するとともに、勘定区分の合理化を図ることとし、所要の規定の整備を行うこと。
 - 7 社会資本整備事業特別会計を廃止することとし、同会計に係る規定を削除するとともに、これに伴い、空港整備事業等に関する経理を借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計において行うための所要の規定の整備を行うこと。
 - 8 交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、同会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理を同会計において行うため、所要の規定の整備を行うこと。
- #### 二 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正

旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を取りやめることとし、別途整理に係る規定を削除すること。

三 経済基盤強化のための資金に関する法律の廃止

経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止すること。

四 施行期日

この法律は、平成26年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成26年度の予算から適用すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、平成26年度予算の編成も含め、十分配慮すべきである。

- 一 本法律において新たに規定された基本理念を踏まえ、政府は引き続き、特別会計において経理される事務及び事業の効果的かつ効率的な実施、区分経理の必要性、特別会計の資産及び負債の適切な取扱い、特別会計の資産及び負債に関する情報公開について不断に検証し、その結果に基づき、適切な措置を講じること。
- 一 各特別会計の積立金又は資金については、現下の国の財政が極めて厳しい状況に置かれていることを踏まえ、各特別会計の必要な水準についてできる限り明らかにした上で、各特別会計の積立金又は資金の額が必要な水準を超えることとなるときは、その性格を踏まえ、を超えることとなる部分を一般会計の歳入に繰り入れるため必要な措置を講じるよう努めること。
- 一 外国為替資金特別会計の積立金制度の廃止後において、繰替使用ではなく財投預託金を減額し、それにより政府短期証券を償還すること。同特別会計の外国為替等の一部の運用を民間委託する場合、為替市場への影響を考慮しつつ、責任の明確化の観点も踏まえ、国民の理解を得るよう慎重な運用に努めること。また、同特別会計の剰余金の処理に当たっては、今回改正の趣旨を踏まえ、財政事情に配慮しつつ、政府短期証券の償還に優先的に充てるよう努めること。
- 一 財政の健全化を進めるとともに、その進捗に応じて国債整理基金特別会計を適正な規模にすること。
- 一 区分経理の必要性の検証に当たっては、これまでの政府内での検証を踏まえ、森林保険特別会計、貿易再保険特別会計、自動車安全特別会計につき早期に結論を得て、必要な措置を講じること。

【文部科学委員会】

○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度の廃止等

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の対象とすること。
- 2 法律の題名を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改めること。

二 就学支援金の支給の制限

保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとする。

三 届出及び支払の一時差止め

就学支援金の受給権者は、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出るものとし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができるものとする。

四 施行期日等

- 1 この法律は、平成26年4月1日から施行すること。
- 2 この法律の施行日前から引き続き高等学校等に在学している生徒については、従前の制度を適用する等必要な経過措置を設けること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後3年を経過した後、低所得世帯への支援の拡充の状況及び公私間の教育費負担の格差是正の状況等を勘案しつつ、教育の機会均等を図る観点から、政策の効果を検証した上で、必要な措置を講ずるものとする。
- 二 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、本来就学支援金の支給対象となる者が漏れないよう十分配慮すること。
- 三 本制度の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、

特に、進路選択の時期に当たる中学3年生の生徒及び保護者に対し、特段の配慮を行うこと。

四 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、家庭環境等も考慮し、教育費を支出することが困難な者に特段の配慮を行うこと。また、急な家計変動が生じた者に対し特段の配慮を行うこと。

五 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、プライバシーに関して十分配慮すること。

六 就学支援金の受給資格の認定に当たっては、自治体や学校現場に相応の事務量が発生することに鑑み、そのための条件整備に努めること。

七 教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう必要な予算の確保に努めること。また、引き続き教育費負担の軽減を図るとともに、一層の教育予算の拡充に努めること。

八 所得制限を導入することにより捻出される財源によって創設される予定の奨学のための給付金など高校生世帯の教育費負担軽減施策については、その確実かつ継続的な実施を図るため、平成26年度予算の編成を通じ、最大限努力すること。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案（塩谷立君外4名提出、衆法第22号）要旨

本案は、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 研究開発法人又は大学等と有期労働契約を締結する研究者等について、労働者が使用者と無期労働契約を締結する権利を得る複数の有期労働契約の通算期間に関する労働契約法の特例を定め、10年を超えることを要件とすること。

二 研究開発の成果の実用化及びそれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有する研究開発法人は、当該成果を事業活動において活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができるものとする。

三 国は、研究開発能力の強化を図るため、資源の配分及び人材の確保・育成

等に必要な措置を講ずるものとし、政府は、研究開発等を行う法人に関する新たな制度を創設するため、必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。

四 施行期日等

- 1 一及び二に関する規定は平成26年4月1日、その他の規定は公布の日から施行すること。
- 2 国は、この法律による改正後の法律の施行状況等を勘案し、研究者等の雇用の在り方及び研究開発法人による出資等の業務の適否について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法で労働契約法の特例措置を講じたことは、あくまで例外であることを踏まえ、その趣旨に反して他の職種にも適用されないよう十分留意すること。
- 二 雇用労働政策の決定や法律の制定改廃は、労働政策審議会の議を経るというこれまでの原則を変更しないこと。
- 三 今回の法改正による労働契約法の特例の対象となる者の雇用の安定を図るために必要な研究開発等の推進のための基盤の整備に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 民間企業で有期雇用される研究者等が大学等と共同研究開発を行う場合の労働契約法の特例については、速やかに研究者等の雇用の安定が図られるよう必要な検討を行い、必要な措置を講じること。また、特例の対象者が著しく拡大することがないようにすること。
- 五 科学研究費助成事業をはじめとする研究費の基金化を進めるよう努めること。
- 六 研究者等の雇用について、短期契約の更新を繰り返すことを改め、研究者等の雇用の安定が図られるよう、研究者等の人材育成や雇用形態の基本的な在り方についても検討を行うこと。
- 七 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設に関しては、研究成果の最大化を目的としつつ簡明で国民の合意が得られるものとなるように十分留意すること。また、現に存する研究開発法人の業務・目的等を精査し、当該新制度に移行すべき研究開発法人の選定の基準・考え方を早急に検討し発

表すること。

○東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第23号）要旨

本案は、東日本大震災に係る原子力損害（以下「特定原子力損害」という。）について賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるよう、国の行政機関における賠償の円滑化のための体制の整備、紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実、原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化その他の措置を講ずるものとする。
- 二 特定原子力損害に係る賠償請求権に関する民法第724条の規定の適用
 - 1 同条において「3年間」とされている消滅時効の期間を「10年間」とすること。
 - 2 同条において「不法行為の時から20年」とされているいわゆる除斥期間を「損害が生じた時から20年」とすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

【厚生労働委員会】

○薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第73号）要旨

本案は、医薬品、医療機器、再生医療等製品等の安全かつ迅速な提供の確保等を図るため、これらの安全対策の強化を行うとともに、医療機器及び再生医療等製品の特性を踏まえた規制を構築する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 薬事法の題名を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改めること。
- 二 法の目的に、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行う旨を明記すること。
- 三 国、都道府県等、医薬品等関連事業者等、医薬関係者及び国民に対し、医薬品等の品質、有効性及び安全性等に関する責務又は役割を課すこと。
- 四 医薬品等は、添付文書等に、最新の知見に基づき、用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意等（以下「添付文書等記載事項」という。）が記載されていなければならないものとする。
- 五 医薬品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売業者は、あらかじめ、添付文書等記載事項のうち、使用及び取扱い上の必要な注意等を、厚生労働大臣に届け出るものとする。
- 六 業として、医療機器又は体外診断用医薬品の製造をしようとする者については、製造所ごとに、厚生労働大臣の登録を受けなければならないものとする。
- 七 厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器について、厚生労働大臣による製造販売の承認を受けなければならない仕組みの対象から、登録認証機関による製造販売の認証を受けなければならない仕組みの対象に改めること。
- 八 再生医療等製品について、人等の身体の構造又は機能の再建、修復又は形成等の医療等に使用されることが目的とされている物のうち、人等の細胞に培養その他の加工を施したもの等であって、政令で定めるものをいうものとする。
- 九 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならないものとする。

十 再生医療等製品の製造販売の承認の申請に係る物が、製品が均質でなく、有効性が推定され、安全性が認められる再生医療等製品である場合には、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その適正な使用の確保のために必要な条件及び7年を超えない範囲内の期限を付して製造販売の承認を与えることができるものとする。

十一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

厚生労働省に設置された薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方を検討してきた委員会の最終提言において、薬害の発生及び拡大を未然に防止するため、医薬品行政に関わる行政機関とその活動に対して監視及び評価を行い、適切な措置を取るよう提言等を行う第三者組織を設置することが必要とされている。

政府は、各薬害被害者団体の意見を重く受け止め、独立性が確保される第三者組織の設置について、速やかに検討を行うこと。

○再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第74号）要旨

本案は、再生医療等の迅速かつ安全な提供及び普及の促進を図り、もって医療の質及び保健衛生の向上に寄与するため、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保及び生命倫理への配慮に関する措置その他の再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度を定める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 再生医療等とは、再生医療等技術を用いて行われる医療をいうものとするもののほか、再生医療等技術、細胞加工物等についての定義とともに、人の生命及び健康に与える影響の程度に応じ、第一種再生医療等、第二種再生医療等及び第三種再生医療等についての定義を定めること。

二 厚生労働大臣は、再生医療等提供基準を定めなければならないものとし、再生医療等は再生医療等提供基準に従って提供されなければならないものとする。

三 再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、あらかじめ、再生医療等の区分ごとに、再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出しなけ

ればならないものとする。また、再生医療等提供計画を提出しようとするときは、認定再生医療等委員会の意見を聴かなければならないものとする。

四 第一種再生医療等提供計画に係る再生医療等提供機関の管理者は、一定期間を経過した後でなければ、第一種再生医療等を提供してはならないものとする。厚生労働大臣は、第一種再生医療等提供計画に記載された再生医療等が再生医療等提供基準に適合していないと認めるときは、一定期間に限り、当該第一種再生医療等提供計画の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

五 再生医療等の提供に起因するものと疑われる疾病等の発生に関する厚生労働大臣及び認定再生医療等委員会への報告及び定期報告に関する所要の規定を設けるものとする。

六 再生医療等提供計画の審査等の業務を行う再生医療等委員会の設置者は、その業務を適切に実施するための要件に適合していることについて、厚生労働大臣の認定を受けなければならないものとする。

七 特定細胞加工物の製造をしようとする者は、細胞培養加工施設ごとに、厚生労働大臣の許可等を受けなければならないものとする。また、再生医療等提供機関の管理者は、特定細胞加工物の製造を委託しようとするときは、許可等を受けた細胞加工物製造事業者に委託しなければならないものとする。

八 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況、再生医療等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

九 この法律は、一部を除き、薬事法等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案 (内閣提出第2号) 要旨

本案は、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備すること等により、これを総合的かつ集中的に推進するとともに、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るた

めの改革を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、子どものための教育・保育給付、保育緊急確保事業の実施のために必要な措置等の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる措置等を着実に講ずるほか、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、地域で必要な医療を確保するため、病床機能報告制度の創設、地域の医療提供体制の構想の策定等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとする。
- 三 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、医療保険制度等の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成26年度から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年の常会に提出することを目指すものとする。
- 四 政府は、難病及び小児慢性特定疾患に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、対象疾患の拡大、患者の認定基準の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成26年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとする。
- 五 政府は、介護保険制度について、地域支援事業の見直し、これと併せた要支援者への支援の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を平成27年度を目途に講ずるものとし、このために必要な法律案を平成26年の常会に提出することを目指すものとする。
- 六 政府は、公的年金制度等について、マクロ経済スライドに基づく年金額の改定の仕組みの在り方、高所得者の年金給付の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、内閣に、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議を置くものとする。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

○生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）（参議院送付）要旨

本案は、国民の生活保護制度に対する信頼を高めるとともに、被保護者の就労による自立の助長を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 被保護者の自立の促進を図るため、安定した職業に就き、保護を必要としなくなった者に支給する就労自立給付金を創設すること。
- 二 被保護者の生活上の義務に、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを加えること。
- 三 保護の開始の申請、開始の決定等に当たっての申請書の提出等に係る手続を整備すること。
- 四 不正・不適正受給対策の強化のため、保護の実施機関及び福祉事務所長の調査権限を強化し、就労活動等に関する事項を調査可能とするとともに、官公署に対しては回答義務を創設すること。また、保護の実施機関が必要と認める場合には、要保護者、扶養義務者等に対して報告を求めることができるものとする。さらに、罰則を引き上げるとともに、不正受給に係る返還金の上乗せ及び本人の事前申出を前提とする当該返還金と保護費等との相殺等を可能とすること。
- 五 医療扶助の適正化のため、指定医療機関制度について、指定及び指定の取消し等に係る要件を明確化するとともに、指定の更新制を導入すること。また、医師等が後発医薬品の使用を認めている場合には、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すこと。
- 六 この法律は、一部を除き、平成26年7月1日から施行すること。

○生活困窮者自立支援法案（内閣提出第6号）（参議院送付）要旨

本案は、生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、生活困窮者に対し、就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、就職を容易にするための給付金を支給する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、就労の支援を含む自立の支援に関して、生活困窮者からの相談に応じる等の生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 二 都道府県等は、生活困窮者のうち離職等により経済的に困窮し、居住する住宅を失い、又は賃貸住宅の家賃の支払いが困難となったものであって、就職を容易にするために住居を確保する必要があると認められるものに対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。
- 三 都道府県等は、地域の実情に応じて、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業及び生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業等を行うことができる。
- 四 国は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金に要する費用の4分の3を負担するとともに、その他の事業に要する費用の一定割合を補助することができる。
- 五 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な訓練等の事業を行う者は、当該事業が一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 六 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 自立相談支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行うよう指導を徹底すること。また、自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずるよう指導すること。
- 二 自立相談支援事業の相談員については、その責務の一環として訪問支援にも積極的に取り組むこととし、ケースワーカーや民生委員等、関係者間の連携と協力の下、生活困窮者に対し漏れのない支援を行うこと。また、そのために社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること。
- 三 生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の

事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。

四 就労準備支援事業の実施に当たっては、対象者が生活困窮者であることに鑑み、求職者支援制度を始めとする他の関連施策との整合性と連続性を図る観点から、その生活の安定のための方策について更に検討を行うこと。

五 いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについての定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。

六 本法に規定された各種施策を実施する費用について、地方自治体の負担分を含め、財政上の措置を適切に講ずるよう努めること。また、地方自治体における取組を通じて得られた好事例を広く周知することにより、本法に規定された各種施策が着実かつ効果的に実施されるようにすること。

七 生活困窮者の自立支援に当たっては、常に住民の立場に立って相談・支援を行ってきた民生委員・児童委員が最大限その役割を發揮できるように、必要な情報の提供や、研修の実施、関係機関との効率的な連携等、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備を更に進めること。

○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、一般用医薬品のインターネット販売に関する最高裁判決等を踏まえ、医薬品及び薬剤の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の販売業等に関する規制の見直しを行うほか、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持等を禁止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 一般用医薬品のインターネット販売を認めることとし、その販売方法等に関する遵守事項を定めるとともに、第一類医薬品について、その販売等に際し、使用者の年齢、他の医薬品の使用状況等を確認することとすること。

二 医療用医薬品から転用して一定の期間を経過していない医薬品、劇薬等については、他の一般用医薬品とは性質が異なるため、新たに要指導医薬品として区分し、その販売等に際しての薬剤師の対面による情報提供、薬学的知見に基づく指導等を義務付けること。

三 指定薬物について、原則としてその所持、使用等を禁止し、違反した場合に罰則を科すこと。

四 薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売等の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならないものとする。

五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤については、その効能・効果等において人体に対する作用が著しく、重篤な副作用が生じるおそれがあることから、その適正な使用を通じて国民の生命及び健康を確保するため、調剤された薬剤を患者又は看護に当たっている者に販売又は授与する際に、その場所で薬剤師が対面により患者等に対して必要な情報提供、薬学的知見に基づく指導等を行うことを義務付ける仕組みを今後とも堅持すること。

二 国民の生命、健康及び安心を確保する観点から、一般用医薬品のインターネット販売に関する広告、販売、配送等において厚生労働大臣が定める遵守事項が確保され、また、違法なインターネット販売が行われることがないよう、これまで以上に薬事監視員による監視指導を徹底するとともに、国民に対する周知の徹底や注意喚起に努めること。

三 一般用医薬品がインターネットモールを通じて売買される現状に鑑み、医療に関わる個人情報厳格に守られること、また、過剰な購入を誘発させないための措置等について実効性が確保できるようモール運営者に協力を求めること。

四 これまでの薬害被害を深く反省し、国民の健康被害の発生及び拡大を未然に防止する観点から、医薬品による副作用又はその疑いがある症例については、研究開発から市販後の各段階における情報の収集に万遺漏なきを期すとともに、情報の整理、分析及び評価を迅速に行い、医薬品の安全性及び適正な使用が十分に確保されるよう取り組むこと。

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号）要旨

本案は、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置

かかれている事情に鑑み、特定配偶者に対し配偶者支援金を支給する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるとともに、目的及び国等の責務の規定において、特定配偶者の自立の支援を行うことを明確化すること。
- 二 「特定配偶者」とは、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者である者をいうこと。
- 三 特定中国残留邦人等に対する支援給付について、支援給付の額の算定の対象となる配偶者を特定配偶者に限定すること。また、特定中国残留邦人等の死亡後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定すること。
- 四 配偶者支援金の支給は、特定中国残留邦人等の死亡後も支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。配偶者支援金の月額額は、国民年金法の老齢基礎年金の月額（満額）相当額の3分の2とすること。
- 五 配偶者支援金の支給に当たっては、特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。
- 六 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならないこと。
- 七 この法律は、平成26年10月1日から施行すること。

○がん登録等の推進に関する法律案（参議院提出、参法第11号）要旨

本案は、がん対策基本法の趣旨にのっとり、がん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんに係る調査研究を推進し、がん対策の一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、全国がん登録については、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況ができる限り正確に把握されるものでなければならないこと等を定めること。
- 二 厚生労働大臣は、原発性のがんごとに、当該がんの罹患、診療、転帰等に関する情報（以下「全国がん登録情報」という。）等を記録し、保存する

データベースを整備しなければならないこと。

三 病院又は都道府県知事により指定された診療所の管理者は、原発性のがんについて、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報（以下「届出対象情報」という。）を、当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならないこと。また、都道府県知事は、病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた登録情報を厚生労働大臣に提出しなければならないこと。

四 厚生労働大臣及び都道府県知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究のため、あらかじめ、有識者の会議の意見を聴いた上で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報等を自ら利用し、又は国の他の行政機関等に提供することができること。

五 厚生労働大臣、都道府県知事等は、全国がん登録データベースの整備、情報の収集等を行うに当たっては、全国がん登録情報等について、適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとするとともに、本法に規定する場合を除き、これらを利用し、又は提供等してはならないこと。

六 全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等について、秘密保持義務を課すとともに、違反した場合の罰則を設けること。

七 専門的ながん医療の提供を行う病院等の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

八 国及び都道府県は、全国がん登録情報等を利用して得られた知見等をがん対策の充実を図るために活用するとともに、がん医療の提供を行う病院等に対し、がん医療の質の向上に資する情報を提供するものとする。

九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【農林水産委員会】

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

- 1 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に当該地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならないものとする。
- 2 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならないものとする。

二 基本方針・基本計画

- 1 主務大臣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本方針を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本計画を作成することができるものとする。

三 設備整備計画の認定

基本計画作成市町村は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者からの申請に係る設備整備計画が基本計画に適合するものであること等の要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 農地法、森林法、漁港漁場整備法等の特例措置

認定を受けた設備整備計画に従って行う事業については、農地法、森林法、漁港漁場整備法等の許可等があったものとみなすものとする。

五 所有権移転等促進計画

基本計画作成市町村が、所有権移転等促進計画を定め、その旨を公告することにより、所有権が移転し、又は賃借権その他の権利が設定され、若しく

は移転するものとする。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元させ、地域の活力の向上及び持続的発展に結び付けることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 基本方針の策定に当たっては、基本理念に則り、再生可能エネルギー発電設備の整備の促進を図りつつ、その利益を農林漁業者をはじめ地域の関係者が十分に享受することができ、当該地域の活力及び持続的発展が確実に図られるとともに、地域の農林漁業の健全な発展に必要な優良農地等の確保が確実に実現されるよう定めるとともに、その内容が、市町村が作成する基本計画に十分に反映されるよう適切に指導すること。
- 二 市町村による基本計画の作成及び再生可能エネルギー発電設備整備計画の認定等に当たっては、その円滑かつ確実な実施が図られるよう、市町村に対し、必要な情報提供、助言その他の援助などきめ細かな配慮を行うこと。
- 三 再生可能エネルギー発電設備として利用されなくなった場合の農地等の原状回復等が確実に行われるよう措置すること。その際、市町村に過重な負担が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 四 基本理念に掲げられた地域の関係者の相互の密接な連携を実効あるものにするため、本法第6条に定める協議会を活用し地域の合意形成が十分図られるよう適切に指導すること。
- 五 農林漁業の健全な発展に資する取組については、各地の事例を調査し、評価・分析を行うとともに、結果を公表すること等により、その着実かつ効果的な実施に向けた環境を整備すること。
- 六 再生可能エネルギー電気の発電の促進に当たっては、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源の賦存状況、農山漁村の再生可能エネルギー供給の可能性を踏まえつつ、各種施策の充実を図ること。

七 再生可能エネルギーに係る制度的・技術的な課題を把握し、その解決を図るとともに、再生可能エネルギー発電に係る利益を地域に還元させることができるよう、本法の施行状況はもとより、固定価格買取制度をはじめとする関係制度の運用状況について5年を待たずに評価・検証を開始し、その結果に基づき、速やかに適切な措置を講ずること。

八 東日本大震災からの一日も早い復興に向けて、被災地を中心とするバイオマス作物の栽培や未利用間伐材のエネルギー利用の実用化等の検討を進めるとともに、再生可能エネルギー導入への支援の充実を図り、エネルギーの地産地消を進めること。

右決議する。

○農地中間管理事業の推進に関する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業について、農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定その他これを推進するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 目的

農地中間管理事業の的確な推進により、農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、農業への参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すること。

二 機構の指定等

- 1 都道府県知事は、農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、都道府県に一を限って指定できるものとする。
- 2 機構の役員を選任及び解任は都道府県知事の認可を要するものとするとともに、事業の実施状況が著しく不十分な場合等には都道府県知事は役員を解任を命ずることができるものとする。
- 3 機構は、農地中間管理事業の実施に関する規程を定め、都道府県知事の認可を受けるとともに、これを公表しなければならないものとする。

三 機構の業務等

- 1 機構は、農用地の出し手から農用地を借り受け、必要な場合には農用地

の利用条件の整備を行った上で、担い手に対し、その規模拡大や利用する農用地の集団化に配慮して、転貸するものとする。

- 2 機構は、定期的に区域ごとに農用地の借受け希望者を募集し、応募した者等の情報を整理して公表するとともに、貸付けに当たっては、農用地利用配分計画を定めて都道府県知事の認可を受けるものとする。農用地利用配分計画の公告により、農用地の利用権が設定されるものとする。
- 3 機構は、その業務の一部を第三者に委託する場合には、都道府県知事の承認を要するものとする。

四 国による評価等

農林水産大臣は、機構の業務の実施状況について評価を行い、その結果及び優良事例に関する情報を公表すること等により、事業の効率的かつ効果的な実施を図るものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

- 一 市町村は、農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、農業者等による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 二 市町村は、一の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めるよう努めるものとする。
- 三 政府は、この法律の施行後5年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し（機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。）その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 四 政府は一の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、一の協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 その他所要の規定を整理すること。

(附帯決議)

農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を行っていくため、担い手への農地集積と農地の集約化を一層加速化し、農業への新規参入を促進していくことが求められている。併せて、農業経営所得の安定・向上、農村の活性化とその持続的発展を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。

このため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力に推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする。

また、人・農地プランと関連する各種予算措置についても、適切に確保するとともに、人・農地プランのより円滑な実施を図るための必要な法制上の措置の在り方について遅滞なく検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も十分踏まえ、耕作者の地位の安定を図る観点から、長期にわたり耕作しない不在地主による農地所有を耕作者自らによる農地所有へと誘導するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等既存の仕組みとの連携を密にし、相互に補完する体制を整備することにより、農地の出し手・受け手双方が利用しやすく、実効ある仕組みとすること。

四 農地中間管理機構が成果をあげていくためには、農地中間管理機構が自立的に活動できることが重要である。このため、国の効果的・効率的な財政支援を行うとともに、地方の負担は必要最小限とすること。

五 農地中間管理機構による農地の貸付先決定ルールについては、借受希望者

のニーズを踏まえて公平・適切に調整するとともに、地域農業との調和及びその健全な発展に資するものとなるようにしていくこと。

特に、既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分留意すること。

六 中山間地域等の条件不利地域において農地中間管理事業を実施するに当たっては、農地の受け手が不足する等平坦地との格差を考慮し、中山間地域等直接支払制度と連携するなど創意工夫を凝らした事業展開が可能となるよう措置すること。

七 市町村は、農地中間管理機構より農用地利用配分計画の案の作成・提出等の協力を求められる等農地中間管理事業の実施に当たって重要な役割を果たすことに鑑み、いずれの市町村においても、地域の実情に即しつつ、農地の出し手・受け手のニーズに応えた事業実施が図られるよう、農地中間管理機構と市町村及び市町村相互の協力・連携体制を整備すること。

その際、市町村は、農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること。また、法定化される農地台帳等の整備を進めるとともに、その公開ルールは他の法定台帳の取扱いルールを参考とする等個人の権利関係に留意すること。

八 農地中間管理事業による農地の利用集積に際しては、農地の出し手と受け手の掘り起こしとマッチングが不可欠であることに鑑み、地域の農地・農業事情に精通し、こうした地道な活動に取り組むことのできる人材の確保・育成に十分な支援を行うこと。

九 地域農業における集落営農の役割の重要性に鑑み、集落営農が農地の受け手として積極的に経営展開を図ることができるよう、法人化をはじめ、その活性化に向けた支援措置を講ずること。

十 都道府県に一を限って指定された農地中間管理機構は、必要があるときは他の農地中間管理機構と情報の共有化等の連携を図ること。

十一 農地中間管理機構が借り受けた農地について、所有者の変更や権利制限に係る事由が発生した場合等において、農地中間管理機構が適切な措置を講ずること。

十二 農協及びその出資法人についても、農地流動化に関する実績・能力のあるところは、農地中間管理機構が委託することにより、機構の事業ルールに即して積極的に活用すること。

十三 農地中間管理機構は、農地の生産性を上げていく観点から、大区画化等

の利用条件の改善を適切に進めること。

また、農地中間管理機構を介して集積・集約化された土地は農業生産のための公共財としての性格を強めるので、土地改良法等に基づく事業費の負担の在り方についても早急に検討すること。

十四 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行うに当たっては、農地及び農業経営をめぐる多様な状況をきめ細かく分析することにより、地域の実情に応じた農地の集積・集約化の取組が助長されるよう留意すること。

併せて、農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業との適切な役割分担・相互補完が図られるよう、その実施状況について評価・検証を行い、優良な取組事例の紹介と全国展開に努めること。

十五 アドバイザリー・グループである産業競争力会議・規制改革会議等の意見については参考とするにとどめ、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として、制度の運用を行うこと。

右決議する。

○農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、最近における農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 青年等の就農支援

新たに農業経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができるものとし、認定を受けた者に対し、日本政策金融公庫等が無利子資金の貸付けを行うことができるものとする。

二 遊休農地に関する措置の強化

- 1 遊休農地に関する措置の対象を、耕作者が不在となること等により遊休農地化することが見込まれる農地にまで拡大するものとする。
- 2 農業委員会は、遊休農地の所有者に対して農地の利用意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付けを促すとともに、都道府県知事の裁定による利用権設定に至る手続を簡素化するものとする。

3 遊休農地の所有者を確知することができない場合の公告の制度を改善するものとする。

三 農地台帳等の法定化

農業委員会は、農地の所在、所有者、賃借権等の種類・存続期間等を記録した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、これを公表するものとする。

四 農業法人に対する投資の円滑化

農林水産大臣の計画承認を受けて農業法人投資育成事業を行う投資主体として、投資事業有限責任組合を追加するものとする。また、日本政策金融公庫は、大臣承認を受けた投資事業有限責任組合に対しても出資の業務を行うことができるものとする。

五 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止

青年等就農計画等を農業経営基盤強化促進法に位置付けることに伴い、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法を廃止するものとする。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(修正要旨)

農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えること。

(附帯決議)

65頁参照

【経済産業委員会】

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出、第183国会閣法第72号) 要旨

本案は、平成21年に成立した私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の一部を改正する法律の附則第20条第1項に明記された、審判手続を全面にわたって見直す規定についての検討結果及び同法案に係る衆議院及び参議院の経済産業委員会の附帯決議を踏まえ、公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、公正取引委員会が排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 審判制度の廃止

独占禁止法違反に対する排除措置命令等の行政処分について、公正取引委員会が行う審判制度を廃止すること。

二 排除措置命令等に係る訴訟手続及び意見聴取手続の整備

1 審判制度廃止に伴い、公正取引委員会の行政処分に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、同裁判所においては、3人又は5人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととすること。また、その控訴審である東京高等裁判所においては、5人の裁判官の合議体により審理及び裁判をできることとすること。

2 排除措置命令等に係る意見聴取手続について、その主宰者、予定される排除措置命令の内容等の説明、証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行うこと。

三 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、この法律の施行に伴う所要の経過措置等について規定すること。

2 公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後1年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

3 中小企業庁設置法その他の関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

（附帯決議）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の諸点について格段の配慮をすべきである。

- 一 独占禁止法違反事件が複雑な経済事案を対象とする専門性の高いものであることに鑑み、審判制度の廃止に伴い、公正取引委員会の行政処分に係る抗告訴訟の第一審を専属管轄する東京地方裁判所における審理及び裁判の専門性を確保するため、早急に専門的知見を有する人材の養成及び確保に努めること。
- 二 公正取引委員会の行政処分に係る抗告訴訟の第一審の管轄については、当面東京地方裁判所の専属管轄とするものの、利用しやすい司法制度の実現の観点から、本法の施行状況を踏まえて、必要な見直しを行うこと。
- 三 排除措置命令等に係る意見聴取手続を主宰することとなるいわゆる手続管理官については、手続の透明性、信頼性を確保する観点から、その権限・義務を明確化するとともに、その指定に当たっては中立性を確保するよう努めること。
- 四 公正取引委員会が行う審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため、諸外国の事例を参考にしつつ、代理人の立会いや供述調書の写しの交付等の実施について、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ前向きに検討すること。
- 五 中小企業を圧迫する不当廉売や優越的地位の濫用等の違反行為を迅速かつ効果的に取り締まるとともに、来年4月の消費税率引上げに向けて実効性ある消費税の転嫁対策を講じることができるよう、公正取引委員会の体制の一層の拡充を図るとともに、公正取引委員会と関係省庁との緊密な連携体制を確立すること。

○電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、東日本大震災の影響による昨今の電力需給のひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 電力需給のひっ迫時において、電気事業者に対して、従来的一般電気事業者の供給区域を越えた電力融通を指示することなどをその業務とする「広域

- 的運営推進機関」を創設し、経済産業大臣による供給命令の発動要件を拡充するとともに、自家発設置者に対する供給勧告制度を新たに創設すること。
- 二 自家発設置者が保有する発電設備の有効活用を図るため、自家発設置者が他の場所にある自社の工場等に電気を供給する場合において、当該自家発設置者が一般電気事業者の送配電ネットワークを利用するためのルールを整備すること。
- 三 現在は罰則付きの命令しか規定されていない経済産業大臣による電気の使用制限措置を見直し、需要家に過度な負担を強いることがないように、より緩やかな措置として、経済産業大臣による勧告制度を新たに創設すること。
- 四 本年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」を踏まえ、本案の附則において、「小売及び発電の全面自由化」、「法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」などの実施時期やこれを実現するための法案提出時期を規定するとともに、電力システム改革を進める上での留意事項などを規定すること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

- 政府は、電力システム改革を着実に推進するため、本法施行に当たり、以下の点に留意すること。
- 一 電力システム改革の目的である「電気の安定供給の確保」と「電気の小売に係る料金の最大限の抑制」の実現のため、原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていることにも鑑み、第三段階までの法的措置の期限を待つことなく、スマートメーターの普及、卸売市場の拡大、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を検討し、可能なものについては早急に措置を講ずること。
- 二 原子力政策の抜本の見直しが求められる中、原子力発電所の廃炉に係る電力会社の負担の軽減策など競争環境下における原子力発電の在り方、原子力賠償の在り方の見直し及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講ずること。
- 三 今後、第三段階の法的措置の実施を通じて達成するものとされている「送配電部門の中立性の確保」及び「電気料金の全面自由化」は、競争促進の効果と電力の使用者の利益を併せて実現する観点から同時に実施することを原

則とすること。また、これらの事項を含む今後の電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年中に策定される予定である新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもって進め、関係方面に十分な説明を行うものとする。

四 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとする。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から再検討を行うものとする。

五 電力システム改革を推進する上で阻害要因となり得る地方自治体による売電契約や交付金の運用等に関する現在の行政規制及び事実上の慣行の有無に関して早急に検証を行い、可能なものについては前倒して是正し又は撤廃する等の適切な措置を講ずること。

六 電気事業の規制に関する事務をつかさどる新たな行政組織は、実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリングを実施する等、必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。

○産業競争力強化法案（内閣提出第3号）要旨

本案は、長引くデフレによって低迷してきた我が国経済を再興するため、アベノミクスの「三本目の矢」である「民間投資を喚起する成長戦略」を着実に早急に実行に移すことにより、日本経済の三つのゆがみ、すなわち、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」を是正し、我が国の産業競争力を強化することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 「成長戦略」を強力に実行するための仕組の創設

「成長戦略」を政府一体となって強力に実行するため、平成25年度以降の5年間で「集中実施期間」と位置付けるとともに、「集中実施期間」において政府が重点的に講ずべき施策の内容等を定めた「実行計画」を策定すること。

二 「規制改革」を強力に推進するための制度の創設

新たな事業活動を実施しようとする企業に、安全性等を確保する措置を講ずることを前提に、規制の特例措置を認める制度を創設すること。また、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、企業がちゅうちょすることなく新分野進出等の取組を行い得るよう、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる制度を創設すること。

三 「産業活動における新陳代謝の活性化」の促進を図るための支援策

ベンチャー企業に対する資金供給の円滑化、事業再編の促進及び先端設備投資を促進するための措置を講ずること。

四 中小企業の活力の再生

地域における創業を支援するため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援体制を構築する取組に対して国が全面的に支援するとともに、中小企業の事業再生の支援を強化すること。

五 産業競争力の強化に資するその他の措置

国立大学法人等によるベンチャー出資の特例や中小・ベンチャー企業等を対象とした特許料の減免措置等を図ること。また、株式会社産業革新機構によるオープンイノベーションの促進や早期事業再生の円滑化等、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に盛り込まれた措置のうち、「成長戦略」の実行及び加速化に必要なものについて、所要の見直しを行った上で本法律案に位置付けること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 政府は、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行ったときは、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表するものとする。
- 二 政府は、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないこと。

(附帯決議)

政府は、本法案が成長戦略実行のための重要な対策であることに鑑み、その施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業競争力の強化は、民間の自発的な取組によって行われるべきものであり、政府の関与は最小限とし、あくまで民間の活力を支援するための環境整備にとどめること。また、企業収益の改善が雇用増大、賃金上昇及び消費拡

大につながる好循環を安定的に生み出していくために、供給サイドだけでなく需要サイドも加味した施策を講じること。

- 二 企業実証特例制度において、事業所管大臣と規制所管大臣の協議が整わない場合、法律の趣旨に則り、内閣総理大臣が適切に調整を行うこと。
- 三 企業実証特例制度及びグレーゾーン解消制度の運用に当たっては、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めについて、原則として1か月以内に回答を行うこととし、この期間に回答できない場合には、1か月毎にその旨及び理由を通知すること。また、新たな規制の特例措置の求め及び規制の解釈及び適用の確認の求めの件数については、四半期毎に公表すること。さらに、ユーザー企業の視点に立って、二つの制度が一体的に進められるよう配慮するとともに、早期にモデルケースを実現し、可能な限り情報公開を進めることを通じて、企業にとっての予見可能性を高めるよう努めること。
- 四 事業再編計画、特定事業再編計画及び中小企業承継事業再生計画について、計画に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。
- 五 中小企業承継事業再生計画については、人員削減が主たる目的とならないこと、第二会社に移行する労働者の労働契約及び労働条件が不当に切り下げられないこと、また、第二会社に移行しない労働者がいる場合にはその選定が恣意的にならないよう、労働組合等と協議により十分に話し合いを行うことを要件として認定すること。
- 六 ベンチャー企業の支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかったことに対する検証を行い、開・廃業率10%台の目標達成に向けて、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャー企業がその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面に亘る支援の仕組みを構築するとともに、本法に基づく地域の創業支援に当たっては、十分な体制の整えられない市区町村に対し国として必要なサポートを行う等、実効的な創業支援体制の構築に万全を期すこと。なお、特定新事業開拓投資事業計画の認定の基準は、経済の実態に合わせ、可能な限り弾力的に設定、運用することにより、ベンチャーファンドへ

の投資を促進することができるよう積極的に取り組むこと。

七 大学のイノベーション機能の強化に当たっては、これまでの実態を踏まえつつ、資金供給の拡充に加え、経営や営業面での資質を有する経営人材の確保及びそれらを補う存在としての外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に積極的に取り組むこと。また、大学等における研究開発の成果をうまく実用につなげていくため、研究開発所管官庁と産業所管官庁が協働して総合的な支援体制を構築すること。

八 中小企業の再生支援に当たっては、今後、事業再生を要する中小企業の増加が予想されることから、追加された仕組みを含め、関係者に広く周知するよう引き続き努力するとともに、再生支援の強化に寄与する専門人材の育成・確保に取り組むこと。

九 株式会社産業革新機構については、過去の類似施策の検証の上に立ちつつ、民間の目利き人材の十分な確保及びその積極的活用等を図り、出資対象の審査を継続的かつ厳格に実施する体制を整備するとともに、中長期の産業資本を提供することを通じて次世代産業の育成を図るというミッションの実現に向けた適切な運営に努めること。

【国土交通委員会】

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第4号）要旨

本案は、海賊多発海域において、原油その他の国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存するものの輸送の用に供する日本船舶の航行に危険が生じていることに鑑み、その航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に係る日本船舶において、小銃を用いた警備（以下「特定警備」という。）を実施することができる等の特別の措置について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、特定警備がその目的の達成に必要な範囲内において適正に実施されることを確保するために遵守すべき事項を定めた特定警備実施要領（以下「実施要領」という。）を策定すること。
- 二 原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存する物資の輸送に供する一定の日本船舶（以下「特定日本船舶」という。）の所有者は、当該特定日本船舶における特定警備に関する計画（以下「特定警備計画」という。）を船舶ごとに作成し、国土交通大臣の認定を受けることができること。
- 三 二の認定を受けた特定日本船舶の所有者（以下「認定船舶所有者」という。）は、二の認定に係る特定警備計画（以下「認定計画」という。）に記載された特定警備を実施する事業者（以下「特定警備事業者」という。）に当該認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備事業者に雇用されている者であって当該特定警備に従事するものが一定の要件に適合することについて、国土交通大臣の確認を受けなければならないこと。
- 四 認定船舶所有者は、特定警備事業者に認定計画に係る特定警備を実施させようとするときは、当該特定警備を実施させようとする航海ごとに、一定の事項を記載した特定警備の実施に関する計画を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならないこと。
- 五 三の確認を受けた特定警備に従事する者は、実施要領に従って特定警備に従事するため特定日本船舶に乗船している場合には、当該特定日本船舶が海賊多発海域にあるときに限り、小銃を所持し、海賊船舶の著しい接近があるとき等一定の場合には、これを使用することができること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○交通政策基本法案（内閣提出第17号）要旨

本案は、交通が、国民の自立した日常生活等の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国等の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 交通に関する施策の基本理念として、国民等の交通に対する基本的な需要の充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の低減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携並びに関係者の連携等による施策の推進を定めること。
- 二 交通に関する施策について、国、地方公共団体、交通関連事業者及び交通施設管理者の責務並びに国民等の役割を定めること。
- 三 政府は、交通に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通政策基本計画を定めなければならないこと。
- 四 国は、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保、高齢者、障害者、妊産婦等の円滑な移動、交通の利便性向上、円滑化及び効率化、国際競争力の強化、地域の活力の向上、運輸事業その他交通に関する事業の健全な発展、大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復、交通に係る環境負荷の低減、総合的な交通体系の整備等に必要な施策を講ずること。
- 五 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を、まちづくり等の観点を踏まえながら、総合的かつ計画的に実施すること。
- 六 政府は、毎年、国会に、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこと。
- 七 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 交通に関する施策の推進に当たっては、交通政策基本法案に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画法に基づく「社会資本整備重点計

画」を車の両輪として取り組み、もって、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期を見据えた、新たな「国土のグランドデザイン」の実現に寄与すること。

- 二 交通においては、「安全の確保」があらゆることに優先する最も重要かつ基本的な事項であることから、道路交通の安全等陸上交通の安全、船舶の保安等海上交通の安全及び航空保安等航空交通の安全の各分野について、関係法律で定めるところにより、万全を期すこと。また、交通に関する施策の推進に当たっては、交通安全対策基本法その他の交通の安全に関する法律等に基づき実施される施策と十分に連携し、交通の安全の確保に万全を期すこと。
- 三 交通に対する基本的な需要の充足に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦を含む国民が日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な移動、物資の円滑な流通等の需要を十分にくみとられたものとなるよう最大限配慮すること。
- 四 豊かな国民生活を実現し、我が国経済社会が力強く成長していくためには、交通の機能の確保及び向上を通じた地域格差の是正が極めて重要であり、このことを十分に踏まえて交通政策基本計画を策定すること。
- 五 交通の機能の確保及び向上に当たっては、エネルギーに関する国内外の情勢の変化を含む社会経済情勢の変化に的確に対応すること。
- 六 人口減少、少子高齢化の加速度的な進展や、国際競争の激化の中で、地域交通の確保や、国際海上及び国際航空の競争力強化は喫緊の課題であることを踏まえ、本法の成立を受け、地域交通や港湾の分野での個別法の見直し等を含む制度改正に速やかに取り組むこと。
- 七 日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保に当たっては、離島のほか、豪雪地帯、山村地域、半島地域、過疎地域といった地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域に関する自然的経済的社会的諸条件にも十分配慮する必要があること。
- 八 バリアフリー施策の推進に当たっては、例えば全国一律の基準ではカバーできない場合であっても、地域の実情に応じた運用を行えるようにするなど、利用者の目線での改善に努めること。
- 九 運輸事業その他の交通に関する事業が健全に発展し、サービスが安定して提供されるためには、交通に関する事業に従事する者の確保並びにこれらの者の労働環境の整備が重要であることに鑑み、交通に関する施策の推進に当たっては、交通に関する事業において必要とされる人材確保や労働環境改善にも十分に配慮すること。

- 十 大規模な災害が発生した場合における交通への支障の発生及び拡大を防止するため、老朽化対策を推進するとともに、交通施設の耐震化の向上、代替交通手段の整備、避難のための移動及び救援のための物資の輸送への配慮に努めること。
- 十一 2020年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催に向けて、地方を含む日本の津々浦々まで外国人旅客が入込む国土・地域づくりを目指して、東京のみならず、地方部を含む形での交通手段の充実、移動の円滑化、観光旅客の円滑な往来の促進等を図るとともに、万が一の大規模災害発生時における交通機能の維持、円滑な避難の確保等に万全を期すること。
- 十二 交通による環境への負荷の低減を図るため、JR貨物や内航海運による貨物輸送への転換(モーダルシフト)をより一層推進するための取り組みを進めること。
- 十三 自転車は、国民にとって非常に手軽で身近な交通手段であると同時に、地球環境にも大変優しいものであることに鑑み、関係各省庁が連携して、今後、走行環境の改善などその利用促進に向けた施策とともに、自転車による事故の減少を図るための施策を総合的に講じること。
- 十四 交通に関する国際協力を推進するに当たっては、開発途上地域に対する人材の派遣や外国において災害が発生した場合の交通施設の復旧等の支援にも十分に配慮すること。

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（金子一義君外6名提出、衆法第2号）要旨

本案は、特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じたタクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域におけるタクシー事業の供給輸送力の削減等を推進するための特定地域計画制度の創設、特定地域及び準特定地域における道路運送法の特例の拡充を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充、一般旅客自動車運送事業に係る運転者の過労の防止等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正
- 1 国土交通大臣は、タクシー事業が供給過剰である等の地域を特定地域と

して、また、供給過剰となるおそれがある等の地域を準特定地域として指定することができることとし、タクシー事業の許可の申請があった場合において、その営業区域が特定地域を含むときは、当該許可をしてはならないこと。また、タクシー事業者は、特定地域において供給輸送力を増加させる事業計画の変更ができないこと。

2 特定地域において組織された協議会は、タクシー事業の適正化等を推進しようとするときは、削減すべき供給輸送力等について定めた特定地域計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととし、認可特定地域計画及びそれに基づいてする行為には独占禁止法の規定は適用しないこと。

3 国土交通大臣は、特定地域内において供給輸送力を削減しない事業者等に対し、省令をもって営業方法の制限による供給輸送力の削減について定め、これに従うべきことを命ずることができること。

4 特定地域及び準特定地域では、国土交通大臣が運賃の範囲を指定し、タクシー事業者は、その指定された範囲内で運賃を定め、あらかじめ、届け出なければならないこととし、国土交通大臣は、届け出られた運賃が指定された範囲内にないときは、運賃を変更すべきことを命ずることができること。

二 タクシー業務適正化特別措置法の一部改正

1 タクシーの運転者登録制度を全国に拡大すること。

2 指定地域におけるタクシー運転者の登録は、一定の運転の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とすること。

三 道路運送法の一部改正

1 一般旅客自動車運送事業者に、運転者の過労運転防止に必要な措置を講じることを義務付けること。

2 国土交通大臣は、旅客自動車運送適正化事業を実施する適正化機関を指定することができること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業が地域の公共交通機関として重要な役割を担っていることを関係者は認識し、高齢者、妊婦、障害者、訪日外国人等の幅広いニーズに的確に応えるとともに、創意工夫を凝らしてサービスの高度化や高質化に積極的に取り組むことにより、需要の拡大を図ること。
- 二 特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行うこととし、現行特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域に係る指定基準より厳しい客観的な基準を設定した上で、適切に運用すること。また、特定地域について指定事由がなくなると認めるときは、すみやかに指定を解除すること。
- 三 特定地域において設立される協議会に対し、特定地域の早期解除を図る観点からも積極的に活性化による需要の拡大に取り組むよう、適切に指導すること。
- 四 特定地域の協議会における特定地域計画の作成に際しての協議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者の 카테고리毎に車両台数シェアを等しくした基準を設定することとし、これを周知・指導すること。
- 五 特定地域計画に記載する削減すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等については、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人タクシー事業者の カテゴリに応じて、一律ではない削減率による減車（地域毎に設定されている最低車両数を下回らない台数までとする。）や営業方法の制限を柔軟に行うことができることとし、参考となる具体的パターンを示すなどの方法によりこれを周知・指導すること。
- 六 五の カテゴリに応じて設定される削減率については、あらかじめ協議会で合意した基準により加減等の調整もできることとし、これを周知・指導すること。
- 七 準特定地域における増車に係る事業計画変更の認可について、事業者の一台当たり増収実績（特定地域として指定されていた直近の期間に係るものも含む。）、雇用する運転者の賃金増の実績等をその基準として設定し、適切に運用すること。
- 八 国土交通省は、公正取引委員会の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律についての見解に基づき、改正後の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく行為として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律上何が問題とならないとき

れるのか、また、何が問題となるのかについて明確となるよう、文書により周知を図ること。

九 国土交通省は、地方運輸局長が特定地域及び準特定地域における協議会の構成員ではなくなることを踏まえ、協議会における協議や検討に必要な各種データの提供をはじめ、協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うこと。

十 国土交通大臣が指定する運賃の範囲については、利用者利便の確保の観点を十分に踏まえて、能率的な経営を行う標準的な事業者における適正な原価に適正な利潤を加えることにより設定することとし、安易な値上げが行われないよう指定に取り組むこと。

十一 特定地域及び準特定地域以外の地域で適用される自動認可運賃について、その幅を従前通り維持するとともに、引き続き個別の申請に対する審査を厳格に行うこと。

十二 国土交通省及び厚生労働省は、累進歩合制の廃止について改善指導に努めること。また、労使双方に対し、本法の趣旨を踏まえた真摯な対応を行うよう促すとともに、取組状況を把握し助言等必要な支援を行うこと。

十三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることがないよう万全を期すること。

十四 国土交通省は、運転代行業者による場合も含め、いわゆる白タク行為が行われることがないよう、関係機関と連携して監視・取締りの強化を図ること。

十五 本法の施行後も、個人タクシー事業者による事業の譲渡・譲受が円滑に行われるよう、譲受しようとする者に対する試験制度等の運用改善に取り組むこと。

十六 本法の施行後における施行の状況や効果について、3年毎に総合的に検証を行い、その結果を両院に報告すること。

十七 国土交通省は、本法の施行の状況等を検証し、関係法令に基づく諸施策について不断に検討を行うこと。

**○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第183回国
会承認第4号）要旨**

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定等により変更された同年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成25年4月5日に入港禁止の期間を平成27年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

【環境委員会】

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案（内閣提出第16号）

要旨

本案は、原子力規制委員会設置法附則第6条第4項の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構は、この法律の施行の時に解散し、原子力規制委員会に統合するものとし、その資産及び債務は国が承継するものとする。
- 二 独立行政法人原子力安全基盤機構法は、廃止するものとする。
- 三 原子力規制委員会委員長が、機構の職員を原子力規制委員会職員として採用するために必要な手続を設けること。併せて、機構を退職した者であって年齢60年以上のものを、原子力規制委員会職員として採用することができるものとする。
- 四 三により採用された原子力規制委員会職員となった者であって、人事院規則で定める者については、人事院規則で定めるところにより、人事院規則で定める期間、特別の手当を支給するものとする。また、原子力規制委員会職員となった者の退職手当の算定は、機構の職員としての在職期間を、国の職員としての在職期間として通算するものとする。
- 五 原子力規制委員会職員となった者の厚生年金保険等から国家公務員共済組合への移行に当たり必要な特例を設けること。
- 六 機構の解散に伴い、その業務を原子力規制委員会に移管するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正等、関係法律の規定について所要の規定の整備を行うものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の職員を原子力規制委員会へ採用する際の具体的な手続について明らかにするとともに、「できる限り一体として原子力規制委員会職員とするよう努める」ことと定めた本法の規定に鑑み、原子力規制委員会への採用を希望する機構職員につ

- いては可能な限り採用すること。
- 二 機構を統合した後の原子力規制委員会の体制づくりや機構から採用した職員の配置に際しては、機構出身者の能力を最大限に生かせるよう十分配慮すること。
 - 三 原子力規制委員会に採用される機構の職員に支給される人事院規則で定める特別の手当の検討に当たっては、当該職員の高い知見や技術力を適正に勘案しつつ、国家公務員である原子力規制委員会職員になったことにより収入等に大きく影響が及ばないような給与体系となるよう十分配慮すること。
 - 四 原子力規制委員会への採用を希望しない機構職員に対しては、再就職の支援等に最大限配慮すること。
 - 五 機構職員が有する原子力安全規制行政に係る知見や技術を、原子力規制庁の若手職員等に引き継ぐための体制を構築するとともに、原子力安全規制行政の将来を見据えた人材の育成に努めること。
 - 六 原子力規制委員会の有する科学的知見や専門的技術の一層の向上に努めることにより、事業者の監視・監督機能の一層の適正化を図ること。
 - 七 原子力規制委員会が発足されてから1年以上が経過しているにもかかわらず、同委員会設置法に規定されている原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会及び放射線審議会が未だに設置されていない現状に鑑み、早期に設置すること。
 - 八 原子力規制委員会の研究調査機能の強化に努めるとともに、関連する大学や研究調査機関との連携を深め、原子力安全規制のための技術の向上に努めること。
 - 九 海外の最新の知見や技術を取り入れるため、外国人有識者の活用並びに諸外国の原子力関係機関との意見交換及び情報共有を一層推進すること。また、これまで機構が行ってきた海外の技術支援機関等との協力等を、原子力規制委員会が引き続き行えるよう体制整備を図ること。
 - 十 原子力に係る高い知見や技術を有する民間の人材を積極的に採用するなど、原子力規制委員会の一層の体制強化に努めること。

【安全保障委員会】

○自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第63号）要旨

本案は、在外邦人等の輸送（外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送をいう。以下同じ。）に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官の武器使用について所要の規定を整備することとする等のものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在外邦人等の輸送の実施に際して防衛大臣が、外務大臣と協議し、確認する事項を規定するとともに、防衛大臣は、当該輸送の職務に従事する自衛官に同行させる必要があると認められる者等を同乗させることができること。
- 二 在外邦人等の輸送は、航空機又は船舶のほか、特に必要があると認められるときは、当該輸送に適する車両により行うことができること。
- 三 在外邦人等の輸送の職務に従事する自衛官は、当該輸送に用いる車両の所在する場所、その管理の下に入った輸送対象者を当該輸送に用いる航空機、船舶若しくは車両まで誘導する経路、輸送対象者が当該航空機、船舶若しくは車両に乗り込むために待機している場所又は当該車両による輸送の実施に必要な業務が行われる場所においてその職務を行うに際し、その職務を行うに伴いその管理の下に入った者の生命又は身体の防護のための必要最小限の武器の使用ができること。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

- 一 自衛隊が既に活動を実施している地域以外の地域において、車両により在外邦人等の輸送を実施する場合には、当該輸送に係る情報収集や現地当局との緊密な連携等に一層配慮し、当該輸送を安全に実施することに遺漏なきを期すこと。
- 二 在外邦人の保護に係る政府全体の情報収集及び危機管理に関する態勢の強化に努めること。
- 三 陸上輸送を含めた在外邦人等の輸送の実施に際しては、自衛隊による輸送にこだわることなく、政府として取り得る手段の中から状況に応じ最も適切と考えられる手段を用いて、当該邦人等の安全確保に努めること。

四 海外で活動する自衛隊の適切な武器使用の在り方については、引き続き検討を行うこと。

【議院運営委員会】

○国会職員の配偶者同行休業に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第6号）要旨

本案は、一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業として、配偶者同行休業を設けること。
- 二 本属長は、国会職員が配偶者同行休業を請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該請求をした国会職員の勤務成績等を考慮した上で、配偶者同行休業をすることを承認することができること。
- 三 配偶者同行休業をしている国会職員は、国会職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、その期間について給与を支給されないこと。
- 四 この法律は、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行の日から施行すること。

【災害対策特別委員会】

○防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外11名提出、第183回国会衆法第18号）要旨

本案は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部（以下「本部」という。）の設置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、明確な目標の下に、大規模災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。
- 二 基本方針として、大規模災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること、国民の財産・公共施設に係る被害の最小化に資すること及び迅速な復旧復興に資することを定めること。
- 三 国土強靱化に関する施策の策定・実施の方針として、既存の社会資本の有効活用等により施策の実施に要する費用の縮減を図ること、施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること、地域の特性に応じて自然との共生及び環境との調和に配慮すること、実施されるべき施策の重点化を図ること及び民間の資金の積極的な活用を図ることを定めること。
- 四 政府は、基本方針等を踏まえ、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、閣議の決定を経て基本計画を定めること。また、都道府県又は市町村は、国土強靱化地域計画を定めることができること。
- 五 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、本部を置くこととし、基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること等の事務をつかさどること。
- 六 本部は、大規模災害等に対する脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、基本計画の案を作成しなければなら

いこと。

七 この法律は、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 題名を「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に改めること。
- 二 この法律を制定する目的を、前文として加えること。
- 三 国土強靱化において備える対象を「大規模災害等」から「大規模自然災害等」に改めること。
- 四 国土強靱化の基本方針について、大規模自然災害等に際して人命の保護が最大限に図られることとするための手段の例示として、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保並びに災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進を加えるとともに、新たな方針として、①ソフト面の施策とハード面の施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること、②事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には国が中核的な役割を果たすこと、③現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ることを追加すること。
- 五 国土強靱化に関する施策の策定及び実施の方針に、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと等を追加すること。
- 六 基本計画の案の作成に関し、脆弱性評価は起きてはならない最悪の事態を想定した上で科学的知見に基づき総合的かつ客観的に行うものとし、また、本部は、基本計画の案の作成に当たっては脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならないこと。
- 七 国土強靱化の推進を担う組織の在り方の検討に関し、国土強靱化の推進を担う組織の在り方の例示として大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方を追加すること。

(附帯決議)

国土の特性として自然災害が数多く発生する我が国においては、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、大規模災害等への事前の備えを行うことが重要である。政府は、従来の防災の範囲にとどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の抵抗力、回復力の確保を目的とした、いわば国民生活の安全保障としての総合的な対応を行うことが必要であることを深く認識し、特に次の事項の実現に万全を期するべきである。

- 一 東日本大震災からの復興が喫緊の課題であり、地域の実情や事前防災及び減災に配慮しつつ、迅速な復興に努めること。
- 一 災害時に迅速な救助活動等を行うため、警察災害派遣隊の対処能力の向上及び装備資機材の整備・高度化を図るとともに、第一線警察活動に不可欠な警察施設の耐災害性の強化や災害時における交通の安全と円滑の確保に必要な交通安全施設等の整備を着実に進めること。
- 一 地域防災力の中核であって、現場の最前線で日々使命感を持って危険な業務に従事している常備消防及び消防団の体制・装備・訓練の充実強化等により地域防災力の充実強化を図るとともに、緊急消防援助隊の機能強化及び他の実動部隊との連携強化、消防防災施設の耐災害性の強化等により、消防防災体制の強化を図ること。
- 一 首都直下地震、大規模津波等様々な災害から住民を守るために、避難所となる施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び防災機能強化を加速化させること。
- 一 国は、自力避難が困難な者が多数利用する社会福祉施設及び医療施設について、地震発生時においても必要な機能を維持できるよう、引き続き耐震化を推進すること。
- 一 高度成長期に整備したインフラが、今後急速に老朽化していくことから、中央自動車道笹子トンネル事故のような惨事を二度と繰り返さないよう、インフラの維持管理・更新に重点的に取り組むこと。
- 一 ライフライン施設の耐震化や老朽化対策は、国民生活の維持に不可欠であり、引き続き取り組んでいくこと。
- 一 災害時などで救援の道を塞ぐおそれや、景観の観点からも電線類の地中化、無電柱化を進めること。
- 一 事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興においては、地域の特性に応じ

て、自然との共生及び環境との調和並びに観光地としての魅力ある景観の維持に配慮すること。

- 一 自然との共生及び環境との調和に配慮する上で、安全な地域づくりの推進等に支障を及ぼすことがないよう、関係法律に基づく許可等の事務を迅速かつ的確に処理するよう努めること。
- 一 情報通信は、国家及び社会の重要な機能であることに鑑み、大規模災害等が発生した場合においても情報通信の確保を可能とするとともに、災害等に関する情報が地域住民に正確かつ速やかに伝わるよう、災害に強い情報通信基盤の整備に努めること。
- 一 エネルギー安定供給や重要産業の拠点である石油コンビナートについては、国は防潮堤等の老朽化対策等を迅速に進めるとともに、民間企業による護岸の耐震化、製油所等の強靱化や国際競争力強化に資する投資を促すべく、財政上や税制上の支援、規制の見直しを推進すること。また、危機時の石油供給を円滑化するため、関係省庁は非常時の物流を円滑化すべく制度運用の見直しや合同訓練を通じ、協力体制を強化すること。
- 一 南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害に備え、国土軸を越えたエネルギー供給補完を可能とするエネルギー・ネットワークの検討を進めること。
- 一 大規模災害時に大量に生じる廃棄物を速やかに処理するため、地方公共団体との連携の下、計画的な廃棄物処理施設の更新や長寿命化を行うとともに、広域的な処理体制の確保等により廃棄物処理システムの強靱化を進めること。また、想定される自然災害の特性を踏まえ、地方公共団体との連携の下、地域住民の合意形成に努めつつ、地域ごとの生態系のもつ防災・減災機能を活用した土地利用を推進すること。
- 一 災害が多い脆弱な我が国の国土において、守るべきは守るとの考え方のもと、持続的な観点に配慮しつつ、施設の耐震化やリダンダンシーの確保など必要なハード整備を進めるとともに、訓練・防災教育等のソフト対策を講じるなど総合的な防災・減災対策を推進すること。
- 一 我が国製造業の製品や部素材等の多くが、国内はもちろん、世界的にも、サプライチェーンの要となっていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者をはじめとする我が国企業における、原料や部素材等の調達先の複線化、緊急時電源の確保等を盛り込んだ、大規模災害時にも円滑な事業継続を可能とする事業計画の策定・見直しを促すとともに、老朽設備の更新や耐震強化のための投資等を促進すること。

- 一 大規模災害時における食料等の安定供給機能を維持するため、生産から加工・流通にわたる食料等のサプライチェーンの災害対応力の強化を図ること。また、国土の大半を占める農山漁村における地域社会の維持・発展や、そこでの農林漁業活動を通じた国土保全機能の維持等が国土強靱化に資することを踏まえ、農山漁村の防災・減災や農地・森林の保全等に係る施策の効果的な実施を図ること。
- 一 木材の利用が森林の適正な整備に寄与し国土の保全その他の森林の有する多面的機能の持続的発揮に貢献することに鑑み、木材の積極的な利用を促進すること。また、土木工事における木材利用を促進するため、木材を利用した工法の技術開発・試験研究を進めること。
- 一 我が国が東日本大震災をはじめとする災害被害から学んだ教訓及びその復興を通じて得られた知識・経験を諸外国と共有することにより、各国の防災意識の向上を促し、その災害対応能力の強化に貢献すること。
- 一 我が国の力強い復興に向けた取組とその成果、また安心・安全な国とのイメージの発信を通じて、諸外国における「風評被害」の解消に努めること。
- 一 大島町における土砂災害の教訓を生かし、市町村が、災害が発生する前の「おそれ」の段階から事前の体制を整え、避難準備情報等の対応を行い、また、避難勧告、避難指示を適時的確に発令することができるよう、国として適切な支援を行うこと。

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第5号）要旨

本案は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定、各種計画の作成及び財政上の特別の措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改めること。
- 二 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。
- 三 中央防災会議は、推進地域の指定があったときは、南海トラフ地震防災対

策推進基本計画を作成し、その実施を推進しなければならないこと。

四 指定行政機関の長等は、防災業務計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を含む一定の事項を定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）とすること。

五 市町村防災会議は、四の事項に加え、七の津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができること。

六 内閣総理大臣は、推進地域のうち、特に著しい津波災害が生じるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

七 特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、避難施設、避難路等の整備に関する事業及び集団移転促進事業等の南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を都道府県知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、作成することができること。

八 津波避難対策緊急事業に係る特例として、津波避難対策緊急事業に要する経費に対する国の負担割合の特例等を設けること。

九 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に係る特例措置を設けること。

十 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○首都直下地震対策特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）

要旨

本案は、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、もって首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、必要な措置等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 内閣総理大臣は、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）として指定するも

- のとし、政府は、緊急対策区域の指定があったときは、首都直下地震に係る地震防災上緊急に講ずべき対策（以下「緊急対策」という。）の推進に関する基本的な計画（以下「緊急対策推進基本計画」という。）を定めなければならないこと。
- 二 政府は、緊急対策推進基本計画を基本として、首都直下地震が発生した場合における国の行政に関する機能のうち中枢的なものの維持に係る緊急対策の実施に関する計画を定めなければならないこと。
- 三 内閣総理大臣は、緊急対策区域のうち、首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な安全確保施設の整備等を緊急に行う必要がある地区を、首都中枢機能維持基盤整備等地区として指定するものとする事。
- 四 三の指定があったときは、関係地方公共団体は、共同して、必要な基盤の整備及び安全確保施設の整備等に関する計画（以下「基盤整備等計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる事。
- 五 認定を受けた基盤整備等計画に係る特別の措置として、開発許可の特例等を設ける事。
- 六 関係都県知事は、緊急対策推進基本計画を基本として、緊急対策区域において実施すべき緊急対策に関する計画を作成することができる事。
- 七 緊急対策区域を含む地方公共団体は、単独又は共同で、緊急対策区域内の区域について首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（以下「特定緊急対策事業推進計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる事。
- 八 認定を受けた特定緊急対策事業推進計画に基づく事業に対する特別の措置として、建築基準法の特例等を設ける事。
- 九 地震観測施設等の整備、総合的な防災訓練の実施、広域的な連携協力体制の構築、財政上の措置等について規定する事。
- 十 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する事。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 5 名提出、第183回国会衆法第41号）要旨

本案は、都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域では、二以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県の議会の議員の選挙区

- 1 都道府県の議会の議員の選挙区は、次のいずれかによることを基本とし、条例で定めること。
 - (一) 一の市の区域
 - (二) 一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域
 - (三) 隣接する町村の区域を合わせた区域
- 2 1の選挙区は、その人口が議員1人当たりの人口（都道府県の人口を都道府県の議会の議員の定数で除して得た数）の半数以上になるようにしなければならないこと。この場合において、一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であっても議員1人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができること。
- 4 一の町村の区域の人口が議員1人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができること。
- 5 指定都市に対し1から3までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成27年3月1日から施行すること。
- 2 新法の規定は、施行日以後初めてその期日を告示される都道府県の議会の議員の一般選挙から適用し、その告示の日の前日までにその期日を告示される選挙については、なお従前の例によること。
- 3 一の1にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町

村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができること。

- 4 都道府県の議会の議員の選挙区の在り方については、この法律の施行後の状況を勘案し、地域の実情や都道府県の自主性に配慮する観点から必要な検討が加えられるものとする。
- 5 その他所要の規定を整備すること。

【消費者問題に関する特別委員会】

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第60号）要旨

本案は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫行することができるよう民事の裁判手続の特例を定めるとともに、特定適格消費者団体の認定及び監督等について所要の規定を整備するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 被害回復裁判手続

- 1 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する請求（契約上の債務の履行の請求、不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求、瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求及び不法行為に基づく損害賠償の請求）に係るものについて、共通義務確認の訴え（消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、共通する原因に基づき金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。以下同じ。）を提起することができること。ただし、いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害及び精神上の苦痛を受けたことによる損害については、共通義務確認の訴えを提起することができないこと。
- 2 特定適格消費者団体は、消費者に対し、共通義務確認の訴えに係る訴訟の確定判決の内容等を通知・公告し、共通義務確認の訴えの結果を前提として、個々の消費者からの授権に基づき、裁判所に債権を届け出ること。事業者は、当該債権の内容について、裁判所が定める認否期間内に認否をしなければならないこと。裁判所は、特定適格消費者団体から事業者の認否について争う旨の適法な申出があつたときは、簡易確定決定をしなければならないこと。
- 3 特定適格消費者団体は、相当多数の消費者の債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができること。

二 特定適格消費者団体

- 1 内閣総理大臣は、消費者契約法上の適格消費者団体の中から一定の要件を満たしている団体を、その申請に基づき、特定適格消費者団体として認定することができること。
- 2 特定適格消費者団体の責務、報酬、弁護士に迫行させる義務、他の特定

適格消費者団体への通知等、個人情報への取扱い、秘密保持義務、氏名等の明示等について所要の規定を整備すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、法施行前に締結された消費者契約に関する請求に係る金銭の支払義務には適用しないこと。
- 2 政府は、法施行から5年経過後に、法施行状況について検討を加え、所要の措置を講ずること。

(修正要旨)

- 一 政府は、この法律の公布後、次の事項について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。
 - 1 特定適格消費者団体はその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策
 - 2 特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方
- 二 この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改めるとともに、次に掲げる事項を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。
 - 1 特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置
 - 2 共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲
- 三 法施行前に締結された消費者契約に関する請求に係る金銭の支払義務に関しては、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続等の裁判外紛争解決手続の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。
- 四 この法律の公布の日から、政府は、この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。こと。

【国家安全保障に関する特別委員会】

○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第75号）要旨

本案は、現行の安全保障会議の審議体制等を見直し、もって我が国の国家安全保障に関する機能等を強化するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を国家安全保障会議設置法とし、安全保障会議の名称を国家安全保障会議（以下「会議」という。）とすること。
- 二 会議は、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の国家安全保障に関する事項を審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べるものとし、このうち、本案による改正前の安全保障会議設置法において内閣総理大臣が諮問しなければならないものとされていた事項（以下「安全保障会議の必須諮問事項」という。）については、引き続きこれまでと同様の取扱いとするものとし、武力攻撃事態等その他の事態に関し、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができるものとする。
- 三 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等については、議長である内閣総理大臣のほか、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官を議員として審議するものとし、安全保障会議の必須諮問事項については、引き続きこれまでと同様の議員により審議するものとし、重大緊急事態への対処に関する重要事項に関しては、議長、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国务大臣により審議するものとする。
- 四 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとし、会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができるものとする。
- 五 内閣官房に国家安全保障局を置くものとし、国家安全保障局は、内閣官房の事務のうち国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの、会議の事務、会議に提供された資料又は情報等を総合して整理する事務をつかさどるものとし、国家安全保障局に国家安全保障局長等を置くものとする。

六 内閣官房に少なくとも1名の内閣総理大臣補佐官を置くこととし、内閣総理大臣は内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。

七 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

一 諮問事項

国家安全保障会議（以下「会議」という。）に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて会議に諮らなければならないこと。

二 資料提供等の協力義務の明確化

内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならないこと。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国家安全保障会議の議事について、会議の性質などを十分に勘案しつつ、その意思決定に至る過程の将来における検証等を通じて政策決定の透明性を確保するという公文書等の管理に係る制度の趣旨を踏まえ、国の安全保障を損ねない形で速やかに会議録その他の議事に関する記録の作成について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

二 国家安全保障及び危機管理に関する内閣官房の組織の在り方について、国家安全保障及び危機管理に係る政策決定の機動性及び実効性の観点から不断の見直しを行うこと。

○特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定める

もので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定秘密の指定等

- 1 行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定するものとする。
- 2 行政機関の長は、指定の有効期間（上限5年で更新可能）を定めるものとし、1に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとする。
- 3 指定の有効期間が通じて30年を超えることとなるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならないものとする。

二 特定秘密を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該特定秘密を利用する必要があると認めるときは、当該他の行政機関に当該特定秘密を提供することができるものとする。

三 特定秘密の取扱いの業務は、適性評価（特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならないものとする。

四 政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

五 本法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないものとする。

六 特定秘密の漏えい等に対する所要の罰則を設けるものとする。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（修正要旨）

一 「安全保障」を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義すること。

- 二 内閣総理大臣が第18条第2項に規定する者（我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者）の意見を聴いて政令で定める行政機関の長は、特定秘密の指定を行わないものとする。
- 三 指定の有効期間は、通じて30年を超えることができないものとする。
- 四 三にかかわらず、指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、指定の有効期間を、通じて30年を超えて延長することができるものとする。
- 五 四の場合であっても、特に秘匿性の高い情報として限定列挙するものを除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることができないものとする。
- 六 行政機関の長は、四の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該特定秘密を提示することができるものとする。
- 七 行政機関の長は、四の内閣の承認が得られなかったときは、その情報が記録された行政文書ファイル等の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないものとする。
- 八 公益上の必要による特定秘密の提供に関する規定について、「提供することができる」から「提供するものとする」とするとともに、国会に対して特定秘密を提供する場合には、十六に基づいて国会において定める措置が講じられるものとする。
- 九 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関する基準を定め、又は変更しようとするときは、第18条第2項に規定する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。
- 十 内閣総理大臣は、毎年、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況を第18条第2項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならないものとする。
- 十一 内閣総理大臣は、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施が基準に従って行われていることを確保するため、必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに改善すべき旨の指示をすることができるもの

とすること。

十二 政府は、毎年、十の意見を付して、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

十三 違法行為等による特定秘密の取得については、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で取得した者に限り処罰するものとする。

十四 施行日から起算して5年を経過する日までの間、特定秘密を保有したことがない行政機関として政令で定めるものを、特定秘密の指定、適性評価の実施等を行う行政機関から除外すること。

十五 政府は、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置その他の特定秘密の指定及びその解除を適正に確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

十六 国会に対する特定秘密の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神の通り、この法律を運用するものとし、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十七 別表に掲げる事項のうち安全保障に関し収集した情報、特定有害活動の防止に関し収集した情報及びテロリズムの防止に関し収集した情報について、「その他の重要な情報」という文言を削り、より明確な表現に置き換えるものとする。

十八 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、九（変更に係る部分を除く。）、十五及び十六は、公布の日から施行すること。

十九 その他所要の規定を整理すること。

IV 決議案

【本会議】

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に関する決議案 (遠藤利明君外13名提出、決議第1号)

1964年の東京大会以来56年ぶりとなる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツの振興と国際交流・国際親善、共生社会の実現、国際平和への寄与にとって極めて意義深いものであるとともに、我が国が元気な日本へ変革していく大きなチャンスとして、国民に夢と希望を与えるものとなる。

国は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、競技場など諸施設の整備その他の受入れ態勢に関し万全の措置を講ずることはもちろん、国民のオリンピック精神の高揚とスポーツを通じた世界への貢献、広く国民すべての一層のスポーツ振興を図るとともに、東日本大震災からの復興を着実に推進することにより、これからの新しい日本の創造と我が国未来への発展のため東京大会を成功させるよう努めなければならない。

よって、政府は、総合的な対策を確立し、国民の理解と協力のもとに、その推進を図るべきである。

右決議する。

○中国による防空識別圏設定に抗議し撤回を求める決議案 (逢沢一郎君外12名提出、決議第2号)

去る11月23日、中国政府は、東シナ海上空に防空識別圏を設定した旨、一方的な発表を行った。この防空識別圏内において我が国固有の領土である尖閣諸島の領空をあたかも「中国の領空」であるかのごとく扱っていることは、我が国の領土主権への重大な侵害行為と断じざるを得ず、到底容認できない。

同時に中国政府は、この防空識別圏の大半が公海上に設定されているにもかかわらず、国際社会の一般的な慣行に反し、あたかも自国の領空と同様の強制力を他国の航空機に及ぼす旨表明した。かかる一方的な措置は国際社会の普遍的なルールである、公海上空における飛行の自由を不当に制約するものであり、東シナ海における緊張を一層高め、ひいてはアジア太平洋地域の平和と安定を脅かしかねない危険な行為である。

今回の中国政府の発表に対しては、我が国はもとより、諸外国から懸念や抗

議の声があがっている。中国政府はこのような世界の声に謙虚に耳を傾け、国際社会の一員として責任ある理性的な行動をとるべきである。

ここに本院は、中国政府による一方的な現状変更の試みは断固容認せず、我が国の主権を侵害する無謀かつ危険な措置に対して、厳重に抗議し、公海上の飛行の自由を制限する一切の措置の即時撤回を求めるものである。

政府は、国際社会、国際機関と緊密に連携し、中国に対して、あくまで冷静かつ毅然たる姿勢で対応することで、我が国周辺の平和と安定を維持し、もって国家主権と国民の安全を確保するよう、必要な措置を取るべく全力を傾注すべきである。

右決議する。

【委員会決議】

(文部科学委員会)

○東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施に関する件

政府は、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律」の施行に当たり、東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施を図る観点から、当該原子力損害の状況及び当該原子力損害の賠償の請求その他の賠償の実施の状況について定期的に確認し、その結果等を総合的に勘案して、必要があると認めるときは、当該原子力損害の賠償請求権に係る時効に関する法制上の措置を含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件

去る9月7日、ブエノスアイレスで開催されたI O C総会にて、東京が第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の開催都市に決定した。

1964年の東京大会以来56年ぶりとなる2020年東京大会の開催は、スポーツの更なる振興や国際相互理解の増進、共生社会の実現、国際平和への寄与にとって大変意義深いものであるとともに、昨年 of ロンドン大会において見られたように、多くの国民に勇気と感動をもたらすものとなる。また、大会開催が、東日本大震災の被災地を含めた日本全体が活力を取り戻し更なる発展に向かう好機となることも大いに期待される。

よって政府は、東京大会の成功に向けて、東京都、J O C等関係機関と緊密な連携を図りつつ、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 日本選手が最高のパフォーマンスを披露できるよう、競技力向上を戦略的かつ継続的に支援する環境整備と体制をつくること。
- 二 途上国等へのスポーツ指導者の派遣や施設整備などの「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムを通じて、国内外の人々にスポーツの価値とオリンピック精神を広げていくこと。
- 三 共生社会実現の観点から、オリンピック・パラリンピック両大会の連携に配慮すること。

- 四 2020年パラリンピックに向け、トップレベル選手の国際競技力の向上を図るため、パラリンピックの選手専用のナショナルトレーニングセンターを早急に新設するとともに、スポーツを科学的に研究支援する施設の地方拠点を設けること。
- 五 国立競技場の改築をはじめとする競技場など関連諸施設について、環境の保全に留意しつつ、着実に整備すること。また、東日本大震災の被災地の復興事業に悪影響を及ぼさないよう最大の配慮をすること。
- 六 交通インフラやバリアフリー環境の整備、セキュリティ対策その他大会の円滑な運営に万全を期すこと。
- 七 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光・文化プログラムの実施などを通じて、日本全国に大会開催の効果が波及するよう努め、日本人ならではの「おもてなし」の心をもって日本の素晴らしさを世界に発信していくこと。
- 八 世界に先がけて少子高齢社会にある日本が、子供から高齢者まで多くの国民がスポーツの持つ力を活用し、健康で生きがいのある暮らしができる環境をつくること。
- 右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○国家戦略特別区域法案（内閣提出第18号）（修正）	経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるもの なお、構造改革特別区域法に規定する特定事業、規制の特例措置の内容等を記載した国家戦略特別区域計画について認定を受けた場合は、構造改革特別区域法に規定する認定とみなして、同法に規定する規制の特例措置を適用すること、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申出があった意見について意見を述べること、政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後3年以内に必要な措置を講ずること等の修正を行った。	11/ 5	12/ 7
	●アルコール健康障害対策基本法案（内閣委員長提出、衆法第19号）	アルコール健康障害対策に関する基本理念及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図るもの	11/20	12/ 7
総務	○国家公務員の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第10号）	人事院の国会及び内閣に対する平成25年8月8日付けの意見の申出に鑑み、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国家公務員の継続的な勤務を促進するため、一般職の国家公務員について配偶者同行休業の制度を設けるとともに、防衛省の職員について同様の措置を講ずるもの	10/25	11/15

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	○地方公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員について配偶者同行休業の制度を設けるもの	10/25	11/15
	●消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律案（総務委員長提出、衆法第26号）	住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めるもの	12/ 3	12/ 5
法務	○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第52号）	悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則の創設等を行うもの	(2013) 4/12	11/20
	○裁判官の配偶者同行休業に関する法律案（内閣提出第12号）	職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、裁判官が外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業に関する制度を創設するもの	10/25	11/27
	○民法の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所大法廷の決定があったことに鑑み、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分と同等とするもの	11/12	12/ 5
外務	○投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	パプアニューギニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	10/15	11/22
	○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	コロンビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	10/15	11/22

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○投資の促進及び保護に関する日本国とクウェート国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第3号)	クウェートとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	10/15	11/22
	○投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第4号)	我が国、韓国及び中国の三箇国間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進、円滑化及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	10/15	11/22
	○投資の促進及び保護に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第5号)	イラクとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	10/15	11/22
	○社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第6号)	インドとの間で、年金制度への加入に関する法令の適用調整及び年金制度の保険期間の通算等について定めるもの	10/15	12/ 4
	○社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の締結について承認を求めるの件 (条約第7号)	ハンガリーとの間で、年金制度及び医療保険制度への加入に関する法令の適用調整並びに年金制度の保険期間の通算等について定めるもの	10/15	12/ 4
	○障害者の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件 (条約第8号)	障害者の人権及び基本的自由の享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めるもの	10/17	12/ 4

委員会名	議案名	概要	提出	成立
外務	○万国郵便連合一般規則（2012年のドーハ大会議において改正され、及び採択されたもの）及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）（参議院送付）	万国郵便連合の円滑な運営を確保するため、その機関の組織、権限及び運営に関する規則等について定めるとともに、普遍的な郵便業務の提供を確保するため、通常郵便物及び小包郵便物の取扱い等に関する規則等について定めるもの	10/17	12/ 3
	○郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）	郵便為替、郵便振替等の国際郵便送金業務の確実な実施を図るため、郵便送金指図の処理、事業体間の決済等に関する規則等について定めるもの	10/17	12/ 3
	○政府調達に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）	政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるもの	10/17	12/ 3
財務金融	○特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第13号）	国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置等を講ずるもの	10/25	11/15
文部科学	○公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金の支給について、保護者等の収入の状況を勘案することとする等の措置を講ずるもの	10/18	11/27
	●研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案（塩谷立君外4名提出、衆法第22号）	研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図るため、研究開発システムの改革を引き続き推進する措置を講ずるもの	11/27	12/ 5

委員会名	議案名	概要	提出	成立
文部科学	●東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第23号）	東日本大震災に係る原子力損害について賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、被害者が早期かつ確実に賠償を受けることができるようにするための体制を国が構築するために必要な措置について定めるとともに、東日本大震災に係る原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例を定めるもの	11/27	12/ 4
厚生労働	○薬事法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第73号）	医薬品、医療機器等の安全かつ迅速な提供の確保を図るため、添付文書の届出義務の創設、医療機器の登録認証機関による認証範囲の拡大、再生医療等製品の条件及び期限付承認制度の創設等の所要の措置を講ずるもの	(2013) 5/24	11/20
	○再生医療等の安全性の確保等に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第74号）	再生医療等の迅速かつ安全な提供等を図るため、再生医療等を提供しようとする者が講ずべき措置を明らかにするとともに、特定細胞加工物の製造の許可等の制度等を定めるもの	(2013) 5/24	11/20
	○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（内閣提出第2号）	社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえ、社会保障制度改革について、その全体像及び進め方を明らかにするとともに、その推進に必要な体制を整備するもの	10/15	12/ 5
	○生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）（参議院送付）	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うための所要の措置を講ずるもの	10/17	12/ 6
	○生活困窮者自立支援法案（内閣提出第6号）（参議院送付）	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもの	10/17	12/ 6

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	○薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	医薬品の使用に際しての安全性の確保を図るため、医薬品の販売業等に関する規制を見直すとともに、指定薬物による保健衛生上の危害の発生を防止するため、その所持を禁止する等の所要の措置を講ずるもの	11/12	12/ 5
	●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第9号）	中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者に対し配偶者支援金を支給する等の措置を講ずるもの	11/27	12/ 6
	●がん登録等の推進に関する法律案（参議院提出、参法第11号）	がん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施等について定めるとともに、院内がん登録の推進に関する事項等を定めるもの	11/28	12/ 6
農林水産	○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第8号）	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、市町村の認定を受けた設備整備計画に係る農地法等に基づく手続の特例等の措置を講ずるもの	10/18	11/15
	○農地中間管理事業の推進に関する法律案（内閣提出第14号）（修正）	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を講ずるもの なお、農業者等による協議の場の設置等に関する規定の追加、検討規定の修正等を行った。	10/25	12/ 5
	○農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第15号）（修正）	望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講ずるもの なお、農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を行った。	10/25	12/ 5

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第72号）	公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの	(2013) 5/24	12/ 7
	○電気事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである「広域系統運用の拡大」等を実現することによって、電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、2020年までに実施すべき電力システム改革の全体像を法律上明らかにするもの	10/15	11/13
	○産業競争力強化法案（内閣提出第3号）（修正）	「成長戦略」を政府一体となって強力に実行するための仕組みを創設するとともに、規制の特例措置の整備を通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置や、中小企業の活力を再生する措置等を講ずるもの なお、重点施策の進捗及び実施の状況等に関して、公表及び国会報告を義務付ける修正を行った。	10/15	12/ 4
国土交通	○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案（内閣提出第4号）	海賊行為が多発している海域において、国民生活に不可欠な物資であって輸入に依存せざるを得ないものの輸送に従事する日本船舶の航行の安全を確保するため、国土交通大臣の認定を受けた計画に従って、船舶所有者の依頼を受けて警備を行う事業者であって一定の要件を満たすものが実施する警備について、一定の要件を満たす従事者が海賊行為を行っている者に対し小銃の使用ができることとする等の所要の措置を講ずるもの	10/17	11/13
	○交通政策基本法案（内閣提出第17号）	交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国等の責務等を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの	11/ 1	11/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	<p>●特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（金子一義君外6名提出、衆法第2号）</p>	<p>特定の地域における輸送需要及び当該地域の状況に応じた一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減等を推進するための特定地域計画制度の創設、特定地域及び準特定地域における道路運送法の特例の拡充等を行うとともに、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保するため、タクシー運転者登録制度の拡充、一般旅客自動車運送事業に係る運転者の過労の防止等について定めるもの</p>	10/30	11/20
	<p>○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第4号）</p>	<p>特定船舶の入港禁止措置についての平成18年7月5日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成27年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの</p>	(2013) 4/19	11/27
環境	<p>○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律案（内閣提出第16号）</p>	<p>原子力規制委員会設置法の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に移管するため、同機構を解散し、その事務を国が引き継ぐこととする等の措置を講ずるもの</p>	10/25	11/15
安全保障	<p>○自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第63号）</p>	<p>外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送に際して同乗させることができる者の範囲を拡大し、及び当該輸送の手段として車両を加えるとともに、外国の領域において当該輸送の職務に従事する自衛官の武器使用について所要の規定を整備することとする等の措置を講ずるもの</p>	(2013) 4/19	11/15
議院運営	<p>●国会職員の配偶者同行休業に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第6号）</p>	<p>一般職の国家公務員と同様に、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な国会職員の継続的な勤務を促進するため、国会職員について配偶者同行休業の制度を設けるもの</p>	11/ 8	11/15

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
災害対策	<p>●防災・減災等に資する国土強靱化基本法案（二階俊博君外11名提出、第183回国会衆法第18号）（修正）</p> <p>上は題名を「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に修正した。</p>	<p>国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部の設置等をするもの</p> <p>なお、法律の題名を改めるとともに、法律を制定する目的を前文として加え、基本方針に新たな項目を追加すること等の修正を行った。</p>	(2013) 5/20	12/ 4
	<p>●東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第5号）</p>	<p>南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置等について定めるもの</p>	11/ 8	11/22
	<p>●首都直下地震対策特別措置法案（災害対策特別委員長提出、衆法第7号）</p>	<p>首都直下地震に係る地震防災対策推進をもって首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、首都直下地震緊急対策区域の指定、緊急対策推進基本計画の作成、行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成、首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定並びに首都中枢機能維持基盤整備等計画の認定及び認定基盤整備等計画に係る特別の措置、地方緊急対策実施計画の作成並びに特定緊急対策事業推進計画の認定及び認定推進計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めるもの</p>	11/12	11/22
倫理選挙	<p>●公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外5名提出、第183回国会衆法第41号）</p>	<p>都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域では、2以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもの</p>	(2013) 6/18	12/ 4

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
消費者 問 題	○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第60号）（修正）	消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫ることができるよう民事の裁判手続の特例を定めるとともに、特定適格消費者団体の認定、監督等について所要の規定を整備するもの なお、政府は、特定適格消費者団体による権限の濫用防止策等について検討を加え必要な措置を講ずること等の修正を行った。	(2013) 4/19	12/ 4
国家安全	○安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第75号）（修正）	安全保障会議の名称を国家安全保障会議に改め、その審議事項を国家安全保障に関する重要事項に拡充し、国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針等の一定の事項について内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官により同会議の審議を行うことができることとするほか、内閣官房に国家安全保障局を設置すること等により、同会議の審議体制を強化するもの なお、国家安全保障会議に諮ることとされている事項のうち、武力攻撃事態等及び周辺事態への対処、自衛隊の活動、国防並びに重大緊急事態への対処に関する重要事項は、内閣総理大臣が必要と認めるものについて会議に諮らなければならないこととする等の修正を行った。	(2013) 6/ 7	11/27
	○特定秘密の保護に関する法律案（内閣提出第9号）（修正）	我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの なお、「安全保障」を「国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障すること」と定義すること、特定秘密を指定することができる行政機関を限定すること等の修正を行った。	10/25	12/ 6

VI 決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
総務	○日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成21年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,655億円、経常事業支出6,462億円、差引き経常事業収支差金が193億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が124億円となっているもの	(2011) 4/12	12/6 異議がない
	○日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成22年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,801億円、経常事業支出6,495億円、差引き経常事業収支差金が306億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が37億円となっているもの	(2012) 2/14	12/6 異議がない
	○日本放送協会平成23年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成23年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,935億円、経常事業支出6,669億円、差引き経常事業収支差金が265億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が223億円となっているもの	(2013) 3/5	12/6 異議がない

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	○国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、幹部職員人事の一元管理等に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等を行うもの
	●特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（石関貴史君外4名提出、第183回国会衆法第29号） (維新)	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うもの
	●行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（松本剛明君外2名提出、第183回国会衆法第30号） (民主)	集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの
	●独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（松本剛明君外3名提出、第183回国会衆法第31号） (民主・みんな)	独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によつて的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講ずるもの
	●道州制への移行のための改革基本法案（松浪健太君外4名提出、第183回国会衆法第46号） (維新・みんな)	道州制への移行のための改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置することにより、これを総合的に推進するもの

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●国家公務員法等の一部を改正する法律案（渡辺喜美君外 3 名提出、衆法第10号） （維新・みんな）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化、国家公務員の退職管理の一層の適正化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣人事局の設置等に関する規定の整備、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会に替わる民間人材登用センター及び再就職等監視・適正化委員会に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの</p>
	<p>●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（渡辺周君外 3 名提出、衆法第13号） （民主）</p>	<p>国民主権の理念にのっとり、公文書のより適正な管理に資するため、閣議等の議事録の作成、行政文書管理指針の策定について必要な事項を定めるとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるため必要な措置を講ずるもの</p>
	<p>●幹部国家公務員法案（渡辺喜美君外 5 名提出、衆法第15号） （民主、維新、みんな）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの</p>
	<p>●国家公務員法等の一部を改正する法律案（津村啓介君外 4 名提出、衆法第16号） （民主）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部候補育成課程を創設し、内閣人事局を設置するとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国家公務員の労働関係に関する法律案（津村啓介君外 4 名提出、衆法第17号） （民主）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p>
	<p>●公務員庁設置法案（津村啓介君外 4 名提出、衆法第18号） （民主）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>● 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（中田宏君外 1 名提出、衆法第21号） （維新）</p>	<p>我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行う等の措置を講ずるもの</p>
	<p>● 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（細田博之君外 9 名提出、衆法第29号） （自民、維新、生活、無）</p>	<p>特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、同本部に特定複合観光施設区域整備推進会議を設置する等の措置を講ずることにより、これを総合的かつ集中的に行うもの</p>
総務	<p>● 地方自治法の一部を改正する法律案（原口一博君外 5 名提出、衆法第 3 号） （民主・共産・生活・社民）</p>	<p>地方公共団体における非常勤の職員の現状等に鑑み、非常勤職員の手当に関する規定を整備するもの</p>
	<p>● 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（東国原英夫君外 4 名提出、衆法第20号） （維新）</p>	<p>地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限するもの</p>
	<p>● 地方公務員法等の一部を改正する法律案（原口一博君外 3 名提出、衆法第24号） （民主・社民）</p>	<p>地方公務員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るための人事評価制度並びに地方公務員の退職管理の適正を確保するための再就職者による依頼等の規制を導入するとともに、自律的労使関係制度の措置に伴う勤務条件等に係る人事委員会勧告制度の廃止等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>● 地方公務員の労働関係に関する法律案（原口一博君外 3 名提出、衆法第25号） （民主・社民）</p>	<p>地方公務員の自律的労使関係制度を措置するため、地方公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p>
法務	<p>○ 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第183回国会閣法第30号）</p>	<p>公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定及び公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定の整備を行うもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
法務	○会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講ずるもの
	○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第23号）	会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行うもの
	●児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外5名提出、第183回国会衆法第22号） （自民・維新・公明）	児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの
外務	○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第12号）	アラブ首長国連邦との間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの
	○平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第13号）	トルコとの間で、原子力の平和的利用に関する協力のための法的枠組みについて定めるもの
財務金融	●国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための財政の健全化の推進に関する法律案（前原誠司君外3名提出、第183回国会衆法第33号） （民主）	国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るため、財政の健全化の推進に関し、基本原則、財政健全化目標及び財政健全化基本方針を定め、並びに国の責務を明らかにするとともに、中期フレームの策定等、国の財務に関する情報の開示、行政監視院の設置、地方財政の健全化その他の財政の健全化の推進のため必要な事項を定めるもの

委員会名	議 案 名	概 要
財務金融	<p>● 租税特別措置法の一部を改正する法律案（桜内文城君外 2 名提出、第183回国会衆法第37号） （維新）</p>	<p>公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするもの</p>
	<p>● 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案（桜内文城君外 2 名提出、衆法第 8 号）（維新）</p>	<p>内外の経済社会情勢の変化に応じ、中長期的に持続可能な財政運営を確保することが極めて重要であることに鑑み、国の責任ある財政運営の確保等を図るため、国の財政運営に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、財政運営中長期戦略の策定等、公会計基準の設定、財政検証委員会の設置その他の国の財政会計制度改革を実施するもの</p>
文部科学	<p>● 教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏君外 4 名提出、第183回国会衆法第25号） （維新）</p>	<p>教育委員会制度を廃止して地方公共団体における教育に関する事務の管理執行を地方公共団体の長に一元的に担わせるとともに、指導主事を廃止すること等により地方教育行政の運営の在り方を抜本的に改めることを通じて地方教育行政における責任を負うべき主体の明確化を図り、もって地方教育行政における責任体制を確立するため、地方自治法等の一部改正について定めるもの</p>
	<p>● 地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史君外 2 名提出、第183回国会衆法第45号） （民主）</p>	<p>地方公共団体における教育行政の適正な運営の確保を図るため、教育長の設置、地方公共団体による教育、学術及び文化に関する機関の設置並びに学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めるもの</p>
厚生労働	<p>● アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外 2 名提出、第183回国会衆法第15号）（自民・公明）</p>	<p>アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>● 国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案（御法川信英君外 4 名提出、第183回国会衆法第21号） （自民・維新・公明・みんな）</p>	<p>有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策の基本となる事項等を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外5名提出、第183回国会衆法第27号） （民主・生活・社民）</p>	<p>介護を担う優れた人材を確保し、もって介護サービスの水準の向上を図るため、現在他の業種に従事する労働者と比較して低い水準にある介護従事者等の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めるもの</p>
	<p>●世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案（重徳和彦君外3名提出、衆法第27号） （維新）</p>	<p>負担と受益に係る世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるもの</p>
	<p>●過労死等防止基本法案（泉健太君外10名提出、衆法第28号） （民主・維新・みんな・共産・生活・社民）</p>	<p>過労死等を防止するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、過労死等の防止に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、過労死等を防止するための施策の基本となる事項等を定めるもの</p>
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第5号） （民主・生活・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、特定独立行政法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（中川正春君外5名提出、第183回国会衆法第6号） （民主・生活・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するため、特定独立行政法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案（大串博志君外6名提出、第183回国会衆法第26号） （民主・生活・社民）</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
経済産業	<p>●公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案（塩崎恭久君外4名提出、衆法第4号） （自民・公明）</p>	<p>公的資金による事業再生支援が公正かつ自由な競争を阻害するおそれがあることに鑑み、公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する指針の策定等について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
経済産業	○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、第183回国会承認第5号）	平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を対象とする全ての輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す措置を講じたこと、及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する仲介貿易取引について経済産業大臣の許可を受ける義務を課す措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの
国土交通	●国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案（衛藤征士郎君外5名提出、第183回国会衆法第44号）（自民）	地域における建設業の健全な発達及び地域経済の活性化に資するため、国等が行う公共工事の契約の締結に際し地元建設業者の受注の機会を確保するための措置等を定めるもの
決算行政 監 視	○平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円余のうち、平成23年8月19日から平成24年2月10日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費等9件、計4,909億円余
	○平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から平成24年3月27日までの間において決定された使用額は、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費等9件、計748億円余
	○平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算総額1兆484億円余のうち、平成24年3月27日に決定された使用額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費1件、16億円
	○平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第17条第1項の規定により、平成23年4月18日から平成24年3月27日までの間において決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額等2特別会計12件、計4,938億円余
	○平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額は9,099億9,947万9,000円であり、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された使用額は、保育所緊急整備事業等に必要な経費等108件、計9,099億9,947万9,000円

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成24年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から平成24年12月20日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等16件、計1,131億円余
	○平成24年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	特別会計予備費予算総額2兆1,649億円余のうち、平成24年10月26日から平成24年11月30日までの間において決定された使用額は、東日本大震災復興特別会計における東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費等1特別会計10件、計3,396億円余
	○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第22条第1項の規定により、平成24年7月6日から平成24年11月30日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額等2特別会計20件、計1,059億円余
	○平成24年度特別会計予算総則第22条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第183回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第22条第1項の規定により、平成25年2月26日に決定された経費増額は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1件、145億円余
	○平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億円余、歳出100兆9,734億円余であり、差引き剰余は6兆1,408億円余 特別会計の決算額は、21の特別会計があつて歳入合計377兆8,931億円余、歳出合計348兆600億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億円余であり、資金残額は7,108億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆2,771億円余、支出合計1兆5,300億円余
	○平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億円余

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億円余減少し、1兆834億円余
	○平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入100兆5,345億円余、歳出95兆3,123億円余であり、差引き剰余は5兆2,222億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計386兆9,849億円余、歳出合計345兆740億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額51兆3,859億円余、一般会計の歳入への組入額等は50兆7,222億円余であり、資金残額は6,637億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆2,044億円余、支出合計1兆4,063億円余
	○平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より6兆1,808億円余減少し、101兆1,939億円余
	○平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より236億円余減少し、1兆598億円余
	○平成23年度一般会計歳入歳出決算 平成23年度特別会計歳入歳出決算 平成23年度国税収納金整理資金受払計算書 平成23年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入109兆9,795億円余、歳出100兆7,154億円余であり、差引き剰余は9兆2,641億円余 特別会計の決算額は、17の特別会計があつて歳入合計409兆9,236億円余、歳出合計376兆4,631億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額52兆3,357億円余、一般会計の歳入への組入額等は51兆6,066億円余であり、資金残額は7,291億円余 政府関係機関の決算額は、3つの機関があつて収入合計1兆1,711億円余、支出合計1兆2,736億円余
	○平成23年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成23年度末現在額は、平成22年度末現在額より1兆6,603億円余増加し、102兆8,543億円余
	○平成23年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成23年度末現在額は、平成22年度末現在額より156億円余減少し、1兆442億円余

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	○平成24年度一般会計国庫債務負担行為総調書 (その1)	財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額は、1,000億円であり、平成24年10月26日に決定された国庫債務負担行為額は、大型巡視船代船建造等3件、計343億円余
	○平成24年度一般会計歳入歳出決算 平成24年度特別会計歳入歳出決算 平成24年度国税収納金整理資金受払計算書 平成24年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆7,620億円余、歳出97兆871億円余であり、差引き剰余は10兆6,748億円余 特別会計の決算額は、18の特別会計があつて歳入合計412兆5,334億円余、歳出合計377兆117億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額54兆1,067億円余、一般会計の歳入への組入額等は53兆3,469億円余であり、資金残額は7,597億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,828億円余、支出合計1兆2,158億円余
	○平成24年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より2兆4,004億円余増加し、105兆2,547億円余
	○平成24年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成24年度末現在額は、平成23年度末現在額より272億円余減少し、1兆169億円余
議院運営	●地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案（浦野靖人君外4名提出、第183回国会衆法第23号） (維新)	参議院議員と地方公共団体の長の兼職を解禁するもの
	●任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案（馬場伸幸君外4名提出、第183回国会衆法第35号） (維新)	任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲を、必要最小限に限定するとともに、任期満了時における職務継続規定の整備等を行うもの
	●国会法の一部を改正する法律案（渡辺周君外2名提出、衆法第14号） (民主)	各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、各議院の議決により定める情報の保護措置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、内閣又は官公署は、原則としてその求めに応じなければならないとするもの

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（海江田万里君外6名提出、第183回国会衆法第8号）（民主）	平成22年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について、人口に比例して都道府県に配分した選挙区の数に基づきその改定案を改めて作成することとし、あわせて、衆議院議員の定数を80人削減して400人（小選挙区選出議員270人、比例代表選出議員130人）とするもの
	●公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（園田博之君外11名提出、第183回国会衆法第13号）（維新）	衆議院議員の定数を3割削減して336人（小選挙区選出議員240人、比例代表選出議員96人）とし、これに伴い衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うもの
震災復興	●東日本大震災からの復興の推進のための復興整備事業の実施に必要な権利者による土地等の処分の迅速化に関する法律案（黄川田徹君外7名提出、第183回国会衆法第49号）（民主、維新、みんな、生活、社民）	東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、復興整備事業の実施主体による権利者又は権利者の所在が明らかでない土地及び遺産の分割がされていない土地等の権利者及び権利者の所在の調査の迅速化、不在者財産管理人等の活用を促進するための措置、家庭裁判所の人的体制の充実等について定めるもの
国家安全	●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（枝野幸男君外2名提出、衆法第1号）（民主）	国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの
	●特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案（渡辺周君外2名提出、衆法第11号）（民主）	外国の政府又は国際機関と情報を共有する観点から外交又は国際的なテロリズムの防止に関する情報のうち秘匿することが必要かつ不可欠である情報について、当該情報の適正な管理に関し、特別安全保障秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めるもの
	●情報適正管理委員会設置法案（渡辺周君2名提出、衆法第12号）（民主）	特別安全保障秘密の適正な管理を行うため、情報適正管理委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めるもの

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

議 案 名	概 要
●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（馬場伸幸君外3名提出、第183回国会衆法第14号）（維新）	憲法改正案に係る国民投票の投票権年齢を選挙権年齢等に先行して18歳に引き下げるとともに、専ら憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票等の勧誘又は憲法改正に関する意見の表明等としてなされる公務員の行為について国家公務員法等の規定の適用除外を定めるもの